

第九十一回 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和五十五年二月二十一日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月二十二日
高杉 勉忠君 補欠選任 大塚 喬君
一月二十四日
大塚 喬君 補欠選任 赤桐 操君
一月二十六日
赤桐 操君 補欠選任 濱本 万三君

出席者は左のとおり。

委員長 久保 亘君
理事 遠藤 政夫君
委員 片山 基市君
石本 茂君
上原 正吉君
田代由紀男君
竹内 潔君
福島 茂夫君
森下 泰君
浜本 万三君
安恒 良一君
渡部 通子君
小笠原貞子君
前島英三郎君
下村 泰君

国務大臣

厚生大臣 野呂 恭一君

政府委員

労働大臣 藤波 孝生君
厚生大臣官房長 大和田 潔君
計課長 小林 功典君
厚生省公衆衛生局長 大谷 藤郎君
厚生省環境衛生局長 神 孝徳君
厚生省医務局長 田中 明夫君
厚生省薬務局長 山崎 圭君
厚生省社会局長 山下 眞臣君
厚生省児童家庭局長 竹内 嘉巳君
厚生省保険局長 石野 清治君
厚生省年金局長 木暮 保成君
厚生省援護局長 松田 正君
社会保険庁医療保険部長 此村 友一君
社会保険庁年金保険部長 持永 和見君
労働大臣官房長 谷口 隆志君
労働大臣官房会計課長 白井晋太郎君
労働省労働基準局長 吉本 実君
労働省婦人少年局長 高橋 久子君
労働省職業安定局長 関 英夫君
事務局長 常任委員会専門員 今藤 省三君

本日の會議に付した案件
○社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査
(厚生行政の基本施策に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)
(昭和五十五年厚生省関係予算に関する件)
(昭和五十五年労働省関係予算に関する件)

○委員長(久保亘君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨年十二月二十二日、高杉勉忠君が委員を辞任され、その補欠として大塚喬君が選任されました。

また、去る一月二十四日、大塚喬君が委員を辞任され、その補欠として赤桐操君が選任されました。

また、去る一月二十六日、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として濱本万三君が選任されました。

○委員長(久保亘君) 次に、社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する調査を議題といたします。

まず、厚生行政の基本施策について、野呂厚生大臣から所信を聴取いたします。野呂厚生大臣。
○国務大臣(野呂恭一君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、厚生行政について所信の一端を申し上げます。

わが国は、国民の英知と努力の結集により、経済力の増大は言うまでもなく、国民生活の面でも大きな向上をなしました。また、社会保障の面におきましても、医療保険、年金保険制度を初め、いずれも西欧先進諸国に比して遜色のない水準に達しております。

しかしながら、ここに来て内外の情勢は、予断を許さない情勢になりつつあります。
石油ショック以来、わが国経済はその旺盛な成長力を失ったかに見え、財政もまた大きくバランスを失し、その回復が緊急の要務となっております。

こうしたことから、政府といたしましては財政規模の圧縮に取り組んでいるところであります。来年度一般会計予算案におきましては、厚生省予算も約八兆一千億円を確保いたしましたものの、伸び率は七・九％となっております。

一方、わが国の人口構成は、西欧諸国でも例を見ない急速なデモグラフィック高齡化が進むものと見込まれております。

このように環境や条件が変化の中で、ますます多様化する国民の社会保障のニーズにこたえていくためには、厚生行政の面においてもいままで以上に長期的かつ総合的の観点に立った検討を行うとともに、効率化、重点化といった観点からの対応がどうしても必要になってまいります。そしてそのためには、高い社会連帯の意識、同時に力強い自立自助の精神などわが国社会の特性を十分生かしつつ、財政、税制、財投などの手段を有機的に行使してこれらの課題に取り組むことが肝要であると思っております。

以下、昭和五十五年における主要な施策について申し上げます。

第一に、年金制度についてであります。
高齡化社会の到来を控え、老後生活の支えである年金制度に対し国民から寄せられる期待と関心には多大なものがあり、これにこたえるため、五十五年度においては、財政再計算を一年繰り上げて実施し、昭和五十一年度の改正以後の社会経済情勢の変動に対応した年金水準の引き上げを図るとともに、保障の必要性の高い世帯に支給される遺族年金、母子年金の大幅な改善を行うこととしております。

また、厚生年金保険の支給開始年齢の問題について

きましては、将来の若い世代の費用負担に配慮しつつ、今後とも老後生活の支えになる年金水準を維持していくためには、今回改正においてその引き上げに着手することが適当であると考へたのでありますが、その後、関係審議会に諮問し、答申を踏まえてさらに検討した結果、この際、支給開始年齢の引き上げに着手することを見送り、この問題については、今後の課題として取り組むこととしたところであります。

さらに、老齢福祉年金を初めとする福祉年金については、拠出制国民年金の水準の改善を勘案し、その額の引き上げを行うこととしたしております。児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当についても、福祉年金に準じてそれぞれ手当額を引き上げることとしたしております。

一方、社会保険事務のオンライン計画についても、一層の推進を図ることとしたしております。

第二に、医療保障制度については、低経済成長下における医療費の増大等今後の社会経済情勢に即応するため給付と負担の両面にわたる改革を早急に進めていく必要があります。現在提案いたしましたおります健康保険法等の一部改正法案は、この改革の第一段階として策定いたしましたものでありますので、速やかに改正が実現されますようお願いいたします。

国民健康保険につきましては、その財政は依然として予断を許さない情勢にありますが、来年度におきましては、臨時財政調整交付金を含め総額二兆一千二百三十一億円の国民健康保険助成費を計上するなど健全な運営の確保に努めているところであります。

老人保健医療制度につきましては、五十五年度予算編成に当たり、現行制度を改めるべきとの意見もありましたが、五十五年度は現行のとおりとし、五十六年度に所要の制度改正を図るべく、関係審議会の御意見も聞きながら制度の基本的な見直しを進めてまいりたいと考えております。

第三に、社会福祉施策につきましては、老人福祉対策について、デーサービス事業、寝たきり老人短期保護事業、生きがいと創造の事業、高齢者就労あっせん事業等を充実強化し、身体障害者福祉対策につきましては、障害者の住みよい町づくりを目的とする障害者福祉都市推進事業の充実のほか、新たに在宅障害者デーサービス事業を実施することとしたしておりますが、国際障害者年を明年に控えておりますので、今後一層その総合的、計画的な推進に努めてまいりたいと考えております。

また、低所得世帯の福祉の向上のためには、生活保護について、標準四人世帯の生活扶助基準を八・六%引き上げるなどの改善を行うとともに、世帯更生資金については、貸付原資の増額を図ることとしたしております。

第四に、児童福祉についてであります。

昨年は、国際児童年でありましたが、来年度以降もこの趣旨を尊重し、心身障害児対策、母子保健対策、保育対策、健全育成対策、小児医療対策など、心身ともにたくましい児童を育てるための条件整備を図ってまいれる所存であります。

また、児童手当制度のあり方につきましましては、いろいろな議論があるところでありますが、現在、中央児童福祉審議会に検討をお願いいたしているところであり、その御意見を十分しんしゃくしながら、基本的な見直しを進めてまいりたいと存じます。

第五に、戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましましては、遺族年金等の増額を行うとともに、障害年金、遺族年金、戦没者の父母等に対する特別給付金等の支給対象範囲を広げることとしたしております。

また、遺族等関係者の期待の大きい中国東北地域への慰霊巡行につきましましては、先般、大平総理大臣が訪中された際、中国側からの原則的な同意が得られましたので、外交ルートを通じて中国側と協議の上、その早期実現を図りたいと考えております。

第六に、保健医療対策につきましましては、救急医療対策について引き続きその体系的整備に努め、僻地医療対策について新たに昭和五十五年度を初年度とする第五次計画を策定し、その総合的な推進を図り、医療情報システムの開発普及をさらに促進するとともに、循環器疾患、がん、腎不全等の特殊疾病対策についても、一層の努力を払う所存であります。

医療関係者につきましましては、地域医療におけるプライマリークアの重要性にかんがみ、医師の臨床研修の充実を図り、看護婦、理学療法士等の養成確保及び資質の向上についても施策を進めてまいります。

また、一昨年から推進している国民健康づくり対策につきましましては、生涯を通じた健康管理体制の強化、健康づくりの基盤整備、健康づくりの啓蒙普及の三本柱を中心として諸施策を総合的に推進するものでありますが、その一層の充実と努めをすることとしたしております。

原爆被爆者対策につきましても、特別手当の額を引き上げる等所要の改善を行うこととしたしております。

第七に、医薬品等の問題につきましましては、薬事法の一部を改正する法律及び医薬品副作用被害救済基金法が昨年九月に成立したところであります。が、今後はこの薬事二法の円滑な施行を図り、医薬品等の有効性、安全性の一層の確保と医薬品の副作用による被害の迅速な救済に努める所存であります。

食品、家庭用品の安全確保につきましても、消費者保護の観点に立ち、その施策を一層推進することとしたしております。

環境衛生関係事業につきましましては、その振興を図るため、新たに環境衛生営業指導センターについて所要の予算措置を講ずる等、その施策を推進してまいります。

また、国民の快適な生活環境づくりに欠くことのできない水道施設、廃棄物処理施設につきましましては、水道水源の開発、水道の広域化の促進、廃棄物処理施設の計画的整備等その推進を図ることとしたしております。

以上が厚生行政の主要な課題であります。そのいづれをとりましても、国民生活に緊密な問題ばかりであります。私は皆様の御支援を得つつ、全力を挙げて取り組む覚悟でありますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

○委員長(久保亘君) 次に、労働行政の基本施策について、藤波労働大臣から所信を聴取いたします。藤波労働大臣。

○国務大臣(藤波孝生君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を得たいと思っております。

現在、われわれが第一歩を踏み出した一九八〇年代は、内外の経済環境の変化が激しく、先の見通しのつけがたい不透明な時代であります。その中であって確実にやってくるのは、社会の高齢化であります。わが国の人口の高齢化のスピードは欧米の三倍ないし四倍であると言われており、八〇年代には五十歳後半層から六十歳前半層が大幅に増加してまいります。こうした世界にも類例を見ないわが国の高齢化問題に対処し、活力ある社会を築くためには、高齢労働者対策を総合的に推進することが何よりも肝要であります。

高齢労働者対策の樹立に当たりましては、わが国の終身的な雇用慣行の持つ長所を生かすことが必要であり、労働者が年々来る知識、経験を十分に生かすためにも、定年延長の推進がその根幹となります。このため政府といたしましては、当面昭和六十年まで六十歳定年が一般化することを目標に、定年延長に関する労使間の合意や社会的気運の醸成、さらには定年延長奨励金の増額を図るとともに、財団法人高齢者雇用開発協会の活動の強化拡充のため同協会に対する助成を強化するなど、事業主に対する相談指導を積極的に行うこととしております。

また、高齢化社会の進展に伴い、特に六十歳以上の層に対する就業対策の樹立が迫られておりますが、これらの層については常用雇用対策のみならず、補助的、短期的な就業のための対策をも講

じていくことが必要であります。このため、来年度におきましては、地域社会の日常生活に密着した補助的、短期的な仕事に定年退職後の高齢者の能力を活用し、その就業機会の増大を図るべく、全国主要都市に高齢者の自主的団体であるシルバー人材センターを育成することとしております。

災害に象徴される大型災害の発生が見られるなど、遺憾な状況にあります。このため、五十五年度は、特に労働安全衛生法の改正を含む建設業における大規模工事の労働災害防止と振興障害その他の職業性疾患の予防を中心に労働災害防止対策を強化、推進してまいります。

第二の課題は、産業構造の変化、経済の変動に即応する雇用対策の推進であります。

また、労働者災害補償保険制度については、その制度を改善し、被災労働者の救済を充実するため、遺族年金額の引き上げ、スライド制の改善等を予定しております。特に法改正を要する事項につきましては、今国会に所要の法案を提出してまいりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

現在、雇用情勢はやや明るさを見せているものの、石油価格の値上げ等物価の上昇要因も多く、これが雇用及び影響を考えると、先行きは決して楽観を許しません。このため、雇用安定資金制度や特定不況業種離職者臨時措置法等を活用して、当面する雇用情勢に即応した機動的な雇用対策の推進に万全を期することとしております。

次に、労働時間対策の推進であります。労働時間の短縮、週休二日制の推進につきましては、労働者の福祉の向上という観点のみならず国際的な協調の推進、長期的な雇用確保という観点からもその必要性は一層高まるものと考えられます。このため、新しい雇用対策基本計画に示しておりますように、労働時間の水準を昭和六十年年度までに欧米先進国並みに近づけるといふ目標に向けて、産業別労使協議等による行政指導を強化してまいり所存であります。

さらに、労働者の職業能力の開発向上につきましても、高齢化社会への急速な移行等社会経済情勢の変化に対応し、長期的視点に立つた能力開発のあり方について基本的検討を進めることとしております。加えて、生涯職業訓練を推進するため、時代の要請に即応した訓練科目を設定し、あるいは事業主の利用に供する施設を拡充するなど、公共、民間における職業訓練の一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

第四の課題は、安定成長下における労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりであります。従来から産業労働懇話会など、政、労、使間の話し合いの場の充実が努めてきておりますが、今後の経済社会の変化に適切に対応していくため、今後とも関係者の対話を一層促進し、不断の相互理解と信頼関係を強化し、労使関係の安定と社会的コンセンサスの形成を図っていくよう努めてまいります。

第五は、婦人少年対策の強化であります。

本年は、国連婦人の十年の中間年に当たることから、労働省としては、昭和五十二年一月に策定された国内行動計画の趣旨に沿ってなお一層の啓発活動の強化を図るとともに、雇用における男女平等の促進と育児休業制度の普及推進を初めとする労働者の福祉対策及び婦人に対する就業援助対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また、いかに高齢化社会の到来が必至とはいへ、若人が覇気を失うような社会であってはなりません。真に活力ある社会の形成のため、明日の社会と産業を担う勤労青少年が希望に満ちた職業生活を送ることができるよう、新たな福祉対策基本方針の策定を軸として勤労青少年対策を積極的

最後に、労働外交の推進につきましては、今後ともILO、OECD等の国際機関の諸活動に積極的に参加、協力するとともに、発展途上国の労働者の能力開発その他多角的な技術協力の展開等、各般の施策を通じて積極的な労働外交を展開していく所存であります。

以上、当面の労働行政の重点事項について私の所信を申し述べました。委員各位の一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

○委員長(久保亘君) 次に、昭和五十五年厚生省関係予算につきまして説明を聴取いたします。小林会計課長。

○政府委員(小林功典君) 昭和五十五年厚生省関係予算の概要につきまして、お手元の資料に従いまして簡単に御説明を申し上げます。

昭和五十五年の厚生省所管の予算額、総額は八兆一千四百九十四億七千五百萬でございます。前年度に對しまして、額で五千九百五十三億八千七百萬元の増、率で七・九%の伸びと相なっております。

欄でござんいただきますと、厚生省予算額の一般会計総予算に對しますシエは一九・一%でございます。以下主な内容につきまして御説明申し上げます。

目次のページを三ページほどめくっていただきます。一ページへ参ります。最初は年金関係でございますが、まず厚生年金保険の改善でございますが、年金水準につきまして、前回の財政再計算期以降の賃金の動向等を勘案いたしました年金額の引き上げを行うこととしております。これによりまして標準的な年金水準は、月額十七万八千八百五十八円から十三万六千五百五十円になるわけでございます。

また、加給年金の引き上げ、障害年金、遺族年金の最低保障の引き上げを行うこととしております。

老齢年金につきましては、在職老齢年金の支給制限の緩和を行うこととしております。二ページへ参りまして、遺族年金でございますが、寡婦加算額につきまして、たとえば子供二人を有する寡婦の場合で申しますと、月額七千円から一万七千五百円というようにかなり大幅な改善を図ることとしております。

その他標準報酬の上限、下限の引き上げ、保険料率の改定を行うこととしております。

なお、船員保険の年金部門につきましては、先ほど申しました厚生年金保険に準じた改善を行うこととしております。

次に、拠出制国民年金の改善でございますが、まず年金額につきまして、三ページの上にありますように、二十五年加入の場合で申しますと、月額三万九千二百二十五円から四万二千円というように引き上げを図ることとしております。

それから、母子年金の改善であります。母子加算、これは月額一万五千円でございますけれども、これの創設を行うこととしております。

それから、保険料につきまして、ここに書いてありますように五十五年四月から三千七百七十円、五十六年四月から四千五百円というような改

算を繰り越していただきまして、これは厚生省予算を繰り越していただくものでございます。一番下の

定を行うこととしております。

また、福祉年金の改善につきましては、年金額を、老齢年金の場合で申しますと、月額二万円から二万一千五百円、つまり月額一千五百円のアップということを考えております。

所得制限額につきましては、本人所得制限の場合は、老齢福祉年金の場合で申しますと、二百八万円から二百六十四万円というように引き上げを予定しておりますし、それから扶養義務者所得制限につきましては、六人世帯八百七十六万円、現行据え置きといたしております。

四ページは年金オンライン体制の整備でございます。来年度はオンライン計画の二年目に入るわけでありまして、初年度の二倍に当たります百カ所を新たに実施社会保険事務所とすることといたしまして、所要の予算を計上しております。

五ページ以降は福祉関係でございます。まず、在宅老人福祉対策でございますが、総額八十九億四千二百万円を計上しております。

主な内容といたしましては、備考欄の中ほどにございますが、生きがいと創造の事業の助成費の対象個所数の増、それから次のページへ参りまして、寝たきり老人短期保護事業費の対象人員の大幅な増、それからサービス事業の対象個所数の増等で施策の拡大を図ることとしております。中ほどにございます在宅心身障害児・者対策でございますが、九百十三億八千万円を計上しております。

まず、在宅心身障害児・者対策につきましては、施設オープン化対策推進費といたしまして一億円余を新規に計上しております。これは施設の持つております機能を在宅心身障害児・者のために活用しようとするもので、この括弧内にございますような事業をメニュー事業として実施するものでございます。

七ページへ参りまして、下から二行目でございますが、五十五年度に心身障害児・者に関する調査を行うことといたしまして、所要の経費を計上しております。

八ページでございますが、上から四行目、在宅障害者福祉対策といたしまして、関係方面から非常に御要望の強い障害者社会参加促進事業費につきまして、その事業の拡大と単価のアップを行うこととしております。

それから、ずっと下へ参りまして、身体障害者オリンピックアード選手等派遣事業費を計上し、また、障害者の住みよい町づくりを目的といたしまして障害者福祉都市の対象の拡大を図ることといたしております。

九ページの真ん中ちょっと上あたりに、ボランティア活動の推進でございますが、ボランティア功労者顕彰制度というものを新たに設けることといたしております。

十ページは、家庭保健対策でございます。総額で百十三億三千万円を計上しております。

主な内容といたしましては、真ん中ちょっと下にございます先天性代謝異常罹患児に対します特殊ミルク共同安全閉鎖事業費及び、少し下へ参りまして、乳幼児身体発育等調査費を新規に計上いたしましたほか、一番下の小児慢性特定疾患治療研究費の中で、次のページに参りますような下垂体性小児症につきまして、二十歳まで年齢延長を行うこととしております。

それから、ずっと下へ参りまして、保育対策でございます。総額二千九百九億一千三百万円を計上しております。保育所の整備を引き続き行いますとともに、保育所措置費の増額等を図ることといたしております。

十二ページの中ほどちょっと上にございます児童の健全育成対策費でございますが、八百五十六億一千三百万円を計上しております。備考欄中ほどにございますように、児童館七十九カ所、児童センター七十カ所の新設を行うほか、十三ページの上方にございますが、上から二行目、職域児童育成事業費でございますが、これは職域団体または企業が公園等を利用して行います児童の保育所について助成を行うおとすものでございます。中ほどまで参りまして、児童手当でございますが、

が、所得制限それから支給額とも現行据え置きといたしております。

次は、母子、寡婦福祉対策でございます。千五百五億六百万円を計上しております。

母子福祉貸付金の中に、就学資金の特別貸し付けの創設という項がございますが、これは高校在学中に満十八歳を迎えまして、児童扶養手当等を失権する者に対して、高校卒業までの間、手当相当額の貸し付けを行うおとすものでございます。

十四ページは低所得者援護の強化でございます。総額九千六百億七千八百万円を計上しております。

まず、生活保護の生活扶助基準を、民間最終消費支出の動向等を勘案いたしまして、標準四人世帯で八・六％の引き上げを行うおとすとしております。

世帯更生資金につきましては、貸付原資の追加額を三十九億計上しております。

それから、社会福祉施設整備につきましては、六百六十七億円を計上しております。備考欄に掲げるような幾つかの改善を行うおとすとしております。

それから、施設運営の改善でございますが、すなわち措置費でございます。これにつきましては職員員の増員、処遇改善等を図ることといたしております。

なお、十五ページの一番下の方にございますが、自閉症児施設につきまして、五十五年度から児童福祉施設といたしまして措置費の体系の中に組み入れることとしております。

十六ページは健康づくり対策でございます。総額で百八十五億六百万円を計上しております。備考欄の中ほどに参ります婦人健康診査費の対象地区数、それから栄養改善地区組織活動費の対象地区数の増、一枚めくっていただきまして、下の方にございますが、市町村栄養改善事業の創設等が主な内容でございます。一番下へ参りまして、地域医療の充実でございますが、

ですが、プライマリケア対策といたしまして五十五億一千百万円を計上しております。臨床研修の充実等を図ることといたしております。

十九ページは救急医療対策と僻地医療対策でございます。

救急医療対策につきましては百三十四億二千八百万円を、僻地医療対策につきましては四十三億七千四百万円を計上いたしております。それぞれ計画的にその体系的な整備を進めることといたしております。

特に、二十ページの中ほどちょっと下にございますが、新規といたしまして僻地医療情報システムの導入を図ることとしております。ほか、二十一ページへ参りまして、上の方にございます僻地医療従事者確保事業の助成、修学資金貸与者ワークショップの実施によりまして、僻地における医師の確保を図ることとしております。

次は、医療情報システム体制の整備につきましては、開発、普及、導入の各部門におきまして、特にその推進を図ることとしております。予算額十五億二千百万円を計上しております。これは前年度に比しましてかなり大幅な増額になっております。

二十二ページ以下は特殊疾病対策でございます。小児医療対策、循環器病対策、二十三ページへ参りまして、がん対策、腎不全対策、それから二十四ページへ参りまして、難病対策、それから二十五ページの脳卒中リハビリ対策、精神衛生対策等々につきましてそれぞれ所要の予算を計上しております。

二十七ページへ参りまして、中ほどちょっと上に病院の財政対策というのがございます。これにつきましては、特殊診療部門運営費の助成の対象に自治体病院の小児医療施設を加えることとしております。

次は、保健衛生施設の整備でございますが、五十九億三千二百万円を計上しております。事項として(8)の原爆医療施設を追加しております。

す。
また、二十八ページであります。医療施設等の整備につきましては七十三億六千九百万円を計上しております。事項といたしまして、備考欄の(6)から(9)までの事項を新たに追加しております。

二十九ページは医療保険制度でございます。

まず、政府管掌健康保険でございますが、現在国会に御提案申し上げております健保改正法案の内容に従いまして予算を計上しているところでございます。

また、三十ページの下の方でございます。国民健康保険助成費でございますが、総額で二兆一千二百三十一億七千万円を計上しております。最も大きいのが1の療養給付費補助金一兆六千九百四十四億余でございますが、そのほか財政調整交付金あるいは臨時財政調整交付金等がこの中に含まれております。

三十二ページへ参りまして、老人医療費でございます。

老人医療費につきましては、現行制度をベースとして予算を計上しております。所得制限につきましては、本人の場合二百八万円から二百十六万四千円に引き上げを図ることとしておりますが、扶養義務者につきましては八百七十六万、現行据え置きとしております。

三十三ページは医薬品副作用被害救済対策でございます。

副作用被害救済制度に関する経費といたしまして一億五千四百万円を計上するとともに、スモン恒久対策といたしまして、重症スモン患者介護事業及び他等の治療で計五億五千三百万円を計上しております。

一ページ飛ばしていただきまして、三十五ページでございますが、看護婦、保母等の養成確保と処遇改善でございます。

中ほどにございます看護婦等賃金生賃と金の引き上げ、次の三十六ページの国立病院、国立療養所の看護婦の夜間看護手当の引き上げ、それから

ちょっと下へ参りまして、理学療法士等養成所の整備、それから三十七ページの中ほどにございます保母の処遇改善等を行うことといたしております。

三十八ページでございます。生活環境施設の整備でございますが、いわゆる公共事業費でございます。

これにつきましては、施設整備を引き続き推進することとしておりまして、簡易水道の場合は二百七億八千二百万円、それから水道水源の確保と水道の広域化推進で七百九億三千七百万円、それから廃棄物処理対策で六百四十一億四千九百万円をそれぞれ計上しております。

なお、四十一ページの一層最後にございますが、廃棄物の広域最終処分場計画を推進するための調査費を一億五千万円計上しております。

四十二ページでございます。戦傷病者戦没者遺族等の援護対策でございますが、備考欄にございますように、米年度は、遺骨収集につきましてはフィリピン、マリアナ、パラオ諸島等を、慰霊巡拝につきましては中国、フィリピン、東部ニューギニア等を、また慰霊碑建設につきましてはニュージーニアをそれぞれ予定しております。

次に、新規といたしまして、旧陸海軍看護婦の実態調査費を計上しております。

それから、一番下へ参りまして、引揚者等援護でございますが、一時帰国対象範囲の拡大、再帰国者枠の拡大、そして四十三ページの上でございます。きめ細やかな引揚者援護対策を行うこととしております。

ずっと下へ参りまして、戦傷病者戦没者遺族等援護でございますが、これにつきましても対象範囲の拡大、それから遺族年金等の改善、これは恩給見合いで三・八％のアップ率となっております。

それから、四十四ページの中ほどにございますが、戦没者父母等特別給付金支給法の改正を行うことといたしております。

次は、環境衛生関係営業でございますが、これ

につきましては六十一億八千万円を計上しております。その振興を図ることといたしております。

一枚飛ばしていただきまして、四十六ページへ参ります。中ほどちょっと上にございますが、新規といたしまして日本と中国の間の保健医療交流経費を新たに計上しております。

それから、原爆被害者対策につきましては、特別手当等につきまして所得制限の緩和、あるいは各種手当の引き上げを行うことといたしております。

二枚飛ばしていただきまして、四十九ページへ参ります。真ん中辺にございます高齢化問題調査検討費を新規に計上しておりますが、これは高齢化に伴う社会保障のいろいろな問題につきまして、いわゆるグリーンペーパー方式で有識者等の御意見をいただくための経費でございます。

なお、五十ページ以降に各特別会計の歳入歳出予算等の一覧表をつけてございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(久保亘君) 次に、昭和五十五年労働省関係予算につきまして説明を聴取いたします。

白井会計課長。

○政府委員(白井晋太郎君) それでは、お手元にお配りしてあります資料に基づきまして、昭和五十五年労働省関係予算案の概要について御説明申し上げます。

まず、一ページをお開きいただきたいと思いますが、予算規模でございます。

真ん中の欄の五十五年予算額をあらわしたいただきますと、一般会計は四千九百二十六億八千万円で、対前年度比一・三％の伸びでございます。

次に、労災勘定、雇用勘定等を含めました労働保険特別会計は二兆七千八百八十二億四千万円で、対前年度比五・三％でございます。

また、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計は百八十二億四千二百万円、五・三％の伸びとなっております。

以上、合計いたしますと、労働省所管の予算総額は、一番下の欄にございますように三兆二千九百九十一億二千六百万円で、対前年度比四・七％の増となっております。

次は、主要事項について概要を御説明申し上げます。

次の二ページをお開きいただきまして、主要事項は大きく九つの事項に分けてございますが、まず第一の事項は、高齢化社会に対応する高齢労働者対策の総合的推進でございます。

これは、先ほど労働大臣が所信表明で申し上げましたとおり、高齢労働者に対する労働対策を総合的に推進しようとするものでございまして、その内容は、まず一にございまして、昭和六十年までに六十歳定年が一般化することを目標にいたしまして、内容の欄にございます中央及び地方における業種別労使協議の開催、及び地域別定年延長研究会の設置等の新設を行いますとともに、定年延長奨励金、継続雇用奨励金の増額を図ります。

また、事項の2の欄にございまして、五十四年度から活動いたしております財団法人高齢者雇用開発協会に対する助成を強化いたしまして、民間主導による高齢者対策の定年延長を進めることといたしておりますが、三ページをお開きいただきまして、三ページの内容の欄にございまして、高齢労働者労働情報センターの設置による情報の提供、高齢労働者労働コンサルタントの設置による個別企業に対する相談指導体制の強化等が新設でございます。

次に、三ページの事項の欄の4の高齢労働者の労働能力活用事業の実施でございますが、高齢労働者、特に六十歳代層の就業対策としては、常用雇用対策のみでなく、それぞれの能力に応じた就業対策が必要と考えられますが、そのような高齢者対策の新しい就業形態に対応する需給システムとして、全国主要都市にシルバー人材センターを育成することとして、一団体当たり初年度六百万、二分の一補助で約百団体、総額六億の予算を

措置いたしております。

次は、四ページをお開きいただきまして、四ページの7の総合的高齢者対策を体系的に推進するための体制の整備についてでございますが、ここでは、内容の欄にございますように、高齢労働者対策推進研究会を設置いたしまして、高齢者問題についての総合的な研究を行い、行政の高齢者対策に整合性を持たせるための参考にしますとともに、高齢者の就業実態等に関する総合調査を実施いたしまして、高齢者の就業のニーズや引退家庭の問題等を把握したいと考えております。

以上が高齢者対策でございますが、第二の主要事項は、その次にございます産業構造の変化、経済の変動に即応する雇用対策の推進でございます。

現在、雇用失業情勢は緩やかな改善の方向にございますけれども、先行き必ずしも樂觀を許さないという状況でございますが、これらの情勢に対処しまして、中長期的には、中央及び地方における雇用開発委員会等を設置して発展職種等の研究を行っておりますが、内容の欄にございますように、その地方の雇用開発委員会を従来の五県から七県に増加しますとともに、職業研究所を刷新強化しまして、総合的な雇用研究の推進を図ることを予定いたしております。

次は、五ページをお開きいただきまして、ここでは、当面する雇用情勢に即応した機動的な雇用対策の推進の施策として、事項の2及び5等がございますが、事項の2では、中高年齢者雇用開発給付金等につきまして実績に基づいた予算化を行いますとともに、職業転換給付金等の手当をそれぞれアップいたしまして内容の充実を努めております。

それから、事項の5の雇用保険制度の積極的運営におきましては、月平均一般受給者六十七万四千人の受給者を対象として、月平均受給額九・二％のアップを図って、雇用保険の失業給付に必要な予算を計上いたしております。

次は、主要事項の第三の柱の職業訓練関係でござ

います。六ページに入っておりますが、社会経済情勢の変化に即応する職業訓練を展開するために、第三次職業訓練基本計画の策定、労働生涯全般にわたる訓練システム検討のための研究会等を設置することを予定いたしております。

事項の2では、民間における職業訓練の振興を図ることとして、それぞれの助成の増額を図っておりますが、内容の欄の1の、高齢者向け事業に対する助成を新たに行うこととしております。

これは、いわゆる人材カレッジを東京に設けまして、都市の高齢者のニーズに応じた職業訓練に対する助成を行い、定年後の就業などに役立つ訓練の開発、実施を図ろうとするものでございます。

次は、七ページをお開きいただきまして、七ページの訓練関係のところは、先般の職業訓練法の改正以後計画的に実施しております単位制訓練方式の拡充、総合高等職業訓練校の短期大学、技能開発センター等への転換等につきましての五十五年度の計画分を計上いたしているものでございます。

次は、八ページをお開きいただきしたいと思います。八ページは、第四の柱の労働者の職業生活の充実と安全確保のための福祉対策の推進でございます。

先ほど大臣が申し上げましたように、労働時間の水準を昭和六十年までに欧米先進国並みに近づけるようにという目標を具体化するために、内容の欄にございますような計画策定委員会を設置して検討を進めると新たにいたしました。その他調査研究及び中央、地方におきまして業種別労働会議の充実等を行うこととしております。

下の方にございます、事項の2の中小企業退職金共済制度につきましては、五十五年度がちょうどこの制度を五年ごとに見直す年度に当たっております。八ページの内容の欄にございますような給付の改善を行いますとともに、九ページの上方の内容の欄にございますが、適用範囲の拡大、過去勤務の取り扱いの制度化等を行うこととし、予算を計上いたしております。

事項の3の財形制度は、従来の施策の拡充でございます。

事項の4の労働災害、職業病防止のための対策の推進は、まず(1)は、最近、トンネル工事を中心とした建設業などに重大災害が発生いたしているのに対処しまして、内容の欄にございますように、建設安全管理専門家会議の設置をいたしまして、安全管理基準の検討、重大災害発生時における救護体制の検討等を行うこととしております。

それから、(2)では、職業性疾病対策として、内容の欄にございますような林業振興障害防止対策会議を設けまして、白ろう病対策を推進することとしております。

次に、十ページに入りまして、その他疾病対策におきまして各般の従来からの施策を総合的に実施することとしております。

十ページの真ん中ほどにございます事項5の、労働保険制度の改善整備の推進でございますが、(1)は、内容の欄にございますような改善を行いまして、所要の法改正につきまして今回の通常国会にお願いすることとしておりますが、それに伴います予算を計上いたしております。

それから、なお十ページの(2)から次の十一ページの(4)に当たります部分は、施設の整備充実、単価のアップ等、労働保険制度の各般の改善を進めるものでございます。

それから、十一ページの6以下7でございますが、これはそれぞれ従来から実施しております賃金等労働条件に関する施策、それから勤労青少年福祉対策の拡充強化をいたしております。

それから、十一ページの下の方にございます勤労者福祉施設の整備等でございますが、要望の多い体育施設などを中心に増設を図ることとしております。十二ページまででございます。

次は、十三ページをお開きいただきしたいと思います。十三ページは、第五の主要事項でございます。心身障害者等特別の配慮を要する人々のための雇用対策でございます。

まず、心身障害者雇用対策では、内容の欄にございますように、中央及び地方における業種別労働会議の開催、それから一つ飛ばしまして、身障学卒者の集団面接の実施、その下にございます心身障害者の雇い入れを促進するための職場適応訓練の弾力的実施等の新たな新規施策を加えますとともに、従来からの施策、奨励金等の単価アップ、相談員等の増員を図って内容の充実を進めております。

次は、十四ページをお開きいただきしたいと思います。十四ページの一番下の欄の事項で、建設労働者の雇用改善対策でございますが、ここにおきましては、内容の欄の2にございますように、新しく建設労働者の技能の開発向上のため、建設労働職業訓練センターを二カ所新設いたすこととしております。

次は、十五ページをお開きいただきしたいと思います。3の季節、出かせぎ労働者対策でございますが、ここでは、特に御要望の強かった、積雪寒冷地冬期雇用促進給付金の期間が五十四年度で切れる予定であったものを三カ年さらに延長することとしております。

それから、4の同和対策につきましては、従来の施策をさらに伸ばすこととしていたしておりますが、新規といたしましては、内容の欄の2にございます不安定就業者職業講習制度を受講する人たちに對しまして、新たに受講奨励金を支給することを予定いたしております。

次は、十六ページをお開きいただきしたいと思います。5の寡婦対策では相談員の増員、雇用奨励金の増額等を図りますとともに、6の特定離職者対策におきましても諸手当の増額、事業費の単価アップ等を行っております。

それから、7の港湾労働者対策では、従来の日雇い労働者の調整手当を雇用保険の日雇い労働者給付に切りかえましたが、これを平年度化したしております。

それから、新規学卒者対策では、学生職業セン

それから、九番目の失業対策事業の運営では、吸収人員を実績の枠にいたしますとともに、労力費の単価アップ、七・八%のアップを図っており、

次の十七ページにございます特定地域開発就労事業におきましても、事業費の単価アップを図っております。

それから次は、主要事項の第六の男女平等の推進と家庭基礎の充実でございますが、ここにおきましては、事項の2の雇用における男女平等促進対策にもございますように、実質的平等ガイドライン策定のための男女平等問題研究委員会を五十四年度から引き続き開催いたしますとともに、これに伴います国民的コンセンサスを得るための活動に要する経費を計上いたしております。

その他、母性健康対策の充実と、4の欄にございます育児休業制度の普及促進につきましては、奨励金的大幅な増額、育児休業制度普及指導相談員の新たな設置等を図っております。

次のページに入りまして、婦人就業援助対策の施設の増設を行いますとともに、家庭責任を持つ勤労婦人のための家庭生活講座を新たに開設いたしますことによりまして、

それから第七は、安定成長における労使の相互の理解と信頼を強化するための環境づくりでございます。労使関係でございますが、具体的には、今後のわが国における労使関係についての総合的な検討を進めるとともに、参加問題等を含めました検討を行うことによりまして、

それから、従来からの中小企業集団に対する指導、助成の推進を図ることによりまして、

次は、十九ページに入りまして、第八の柱の労働外交でございますが、ここでも従来からの施策を拡充、推進いたしておりますが、新たな施策として、内容の欄の2にございますアジア地域技能開発計画、ARSDPEへの協力、これは職業訓練関係の人づくりをILOが中心になってアジア地域で行うものでございますが、それへの協力を行いますとともに、一番下の欄にございま

すILO諸会議における日本語通訳の実施を新たに図ることを予定いたしております。

それから次は、最後の二十ページでございますが、行政需要の増大に伴う行政機能の整備ということで、コンピュータ導入による事務の効率化、職員研修強化のための労働行政大学校建設等の予算を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(久保亘君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十一分散会

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一号)(第二号)(第三号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第四号)

一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(第五号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第七号)(第八号)(第九号)(第一〇号)(第一一号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一二号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一三号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一五号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一六号)

一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(第一七号)

一、保育所の増設に関する請願(第一八号)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第二三号)

一、保育所の新増設に関する請願(第二四号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第三四号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第三五号)(第三六号)(第三七号)(第三八号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第三九号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第四〇号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第四二号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第四三号)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第四四号)

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第四八号)

一、保育所の増設に関する請願(第五二号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第五三号)

一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(第五四号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第五五号)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第六二号)

一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第六三号)(第六四号)

一、老人福祉に関する請願(第六八号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第六九号)

一、保育所の増設に関する請願(第七〇号)

一、保育所の最低基準改定等に関する請願(第七二号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第七三号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第七四号)

一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(第七五号)

一、保育所の新増設に関する請願(第七六号)

一、学童保育の制度化等に関する請願(第七七号)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第八四号)(第八五号)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第八六号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第九三三三)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第九五五)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第九六六)(第九七七)(第九八八)(第九九九)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一〇一〇)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇二七)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一〇三三)(第一〇四四)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇五五)(第一〇六六)(第一〇七七)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一〇八八)(第一〇九九)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一二二八)

一、福祉関係予算確保に関する請願(第一二二九)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一三一一)(第一三二二)

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一三三三)(第一三三四)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一三六三)

一、保育所の最低基準改定等に関する請願(第一三三八)(第一三九九)

一、精神障害者福祉法の制定に関する請願(第一四〇〇)

一、昭和五十五年度における福祉関係予算確保に関する請願(第一四三三)

一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一四四四)(第一四四

- 五号)(第一四六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一四七号)
- 一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(第一四八号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第一四九号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一五〇号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一五一号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一五四号)(第一五五号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第一五六号)(第一五七号)
- 一、老人福祉に関する請願(第一六〇号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一六一号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一六二号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一六五号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一六六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一六七号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第一六八号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一六九号)(第一七〇号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一七四号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一七五号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一七六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一七七号)(第一七八号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一七九号)
- 一、年金制度の改正に関する請願(第一八四号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一八五号)
- 一、海外からの引揚者及び一時帰国者に対する特別支援に関する請願(第一八六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一八七号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一九〇号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一九一号)(第一九三号)
- 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第一九四号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第一九五号)(第一九六号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第一九七号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第一九八号)
- 一、老人福祉等に関する請願(第一九九号)
- 一、被爆者援護法制定に関する請願(第二〇〇号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第二〇一号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二〇二号)
- 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二〇三号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二〇四号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第二〇五号)
- 一、老人医療費無料化存続等に関する請願(第二〇七号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第二一〇号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第二一一号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二一二号)
- 一、老人医療費無料化存続等に関する請願(第二一四号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二一五号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第二一八号)
- 一、老人医療費の有料化反対等に関する請願(第二一九号)
- 一、保育所の新増設に関する請願(第二二四号)
- 一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(第二二七号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二三二号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第二三三号)
- 一、児童手当、老人医療費等福祉関係予算確保に関する請願(第二三四号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二三七号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第二三八号)(第二三九号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二四〇号)(第二四一号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二四二号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二四三号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第二四四号)
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願(第二四五号)
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願(第二五〇号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二五五号)
- 号)(第二五六号)
- 一、学童保育の制度化等に関する請願(第二五七号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)
- 一、労働基準法改悪反対等に関する請願(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)
- 一、民間保育事業振興に関する請願(第二八二号)
- 一、医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願(第二三八号)
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(第二八六号)
- 第一号 昭和五十四年十二月二十一日受理
- 社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
- 請願者 東京都中野区江原二ノ一五 佐藤 信二外九百九十七名
- 紹介議員 矢田部 理君
- だれもが安心して暮らせるよう、社会保障、社会福祉を拡充するため、次の事項について実現を図るとともに、その予算を大幅に増額されたい。
- 一、だれもが安心して暮らせる社会保障制度を確立すること。
- 1 老人医療費の有料化をやめ、対象年齢を引き下げ、所得制限を緩和すること。
- 2 健康保険法改悪反対、だれもが健康な生活が送れるよう医療制度を確立すること。
- 3 年金制度改悪をやめ、すべての年金を、生活できる水準まで引き上げ、公的年金制度を改善すること。
- 4 児童手当制度の廃止反対、支給対象を拡大すること。

- 生活保護基準を大幅に引き上げること。
- いつでも、どこでも福祉サービスが受けられるよう地域福祉、在宅福祉の拡充を図ること。
- 在宅老人、障害児、者に対する福祉サービスを拡充すること。
- 住民要求にこたえる福祉施設の増設を行うこと。
- 学童保育を制度化し、児童館などへの助成を大幅に改善すること。
- 共同作業所、未(無)認可保育所など未認可施設への助成を行うこと。
- 最低基準、措置費を大幅に引き上げ、施設利用者の処遇と社会福祉労働者の労働条件を改善すること。
- 施設利用者の豊かな教育、医療、労働、生活の保障を行うこと。
- 社会福祉施設の増設、改修にかかわる補助金を大幅に引き上げること。
- 保育料など施設利用者の負担を軽減すること。
- 社会福祉労働者の賃金を大幅に引き上げ、退職共済制度を改善、拡充すること。
- 社会福祉労働者を大幅に増員し、労基法施行規則二十七条に基づく九時間労働の撤廃、労働時間短縮など労働条件を改善すること。
- 生理休暇の廃止や深夜業、時間外、休日労働、危険有害業務等の禁止、制限条項の撤廃などの労働基準法の改悪を行わないこと。

理由

「もつと保育所がほしい」「障害者も働ける職場がほしい」「年をとっても安心して暮らせるようにしたい」など国民の中にさまざまな社会福祉への要求が広まっている。特に最近では長期化する不況の中で企業の倒産や失業者の増大、相次ぐ物価高に国民の生活不安と暮らしにくさは一層深刻となっており、だれもが安心して暮らせる社会保障、社会福祉の拡充が切実に求められている。また「社会福祉施設の子どもや老人、障害者の生活をより

良いものにしたい」「社会福祉労働者の労働条件を改善し、良い仕事をしたい」という願いもまた切実である。だれもが安心して暮らせるよう社会保障、社会福祉の拡充を行い、その予算を大幅に増額することを望むものである。

第二号 昭和五十四年十二月二十一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者

札幌市北区北六条西六丁目第一山崎ビル内北海道私教組内札幌保育労働組合内 土岐由紀子外千名

紹介議員

村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三号 昭和五十四年十二月二十一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者

東京都豊島区南長崎三ノ三三〇八長橋ベビー保育園父母会内 荒木延子外九百九十九名

紹介議員

阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四号 昭和五十四年十二月二十一日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者

東京都足立区西保木間二ノ一〇ノ二〇竹の子共同保育園内 植木節子外九百九十五名

紹介議員

対馬 孝且君

子どもたちの人権が守られ、健やかに育つよう、父母が安心して子どもを生み、育て、働けるよう次の施策の改善を図るとともに、保育予算を大幅に増額されたい。

一、保育所の建設と施設運営の改善のために

1 保育所を大量に建設するために国庫補助基準を大幅に引き上げ、対象を広げること。

2 未(無)認可保育所

職場保育所の子どもに

も措置費に見合う助成を行うとともに、認可を受けることができるよう適切な指導と援助をすること。

3 へき地、季節保育所の国庫補助基準を認可保育所並みに引き上げること。

4 病院内保育施設への助成制度を実情に見合つて改善し、また、入院患児保育(入院児童の保育)に対して助成制度を確立すること。

二、保育内容の向上のために

1 子どもの処遇を向上させるために公費負担による完全給食を実施するとともに、給食費、教材費、暖房費等を大幅に増額すること。

2 働く父母の実態に見合った保育時間の保障、産休明けからの保育、障害児保育、病院保育などの保育体制を確立すること。

3 より良い保育を進めるために、職員を増配し、労働基準法違反の全廃、職業病の予防と補償、賃金引上げ、保育所に働く者の条件を改善すること。

4 国民の保育要求にこたえる保育者養成制度、養成機関の改善と拡充を図ること。

三、父母負担の軽減のために

保育料徴収基準を父母の生活実態に見合ったものに改善し、第二子以降の保育料減免を全階層に適用すること。

四、学童保育充実のために

国において、学童保育制度の確立を図るとともに、「都市児童健全育成事業」については実態に即して改善及び拡充すること。

理由

今日の円高・不景気の下で、国民生活は一層その不安を増している。子どもたちの生活や権利も脅かされ、親子心中・母子心中など深刻な事態が新聞紙面ににぎわしている。こうした中で国民の保育の要求はますます切実、多様なものになり、保育所の不足などが極めて深刻な問題となつていく。しかし、これに対する国の対応は、決して十分とはいえない。国の低い基準と不十分な国庫負

担では、要求にこたえ切れず、また、地方財政危機の下で、各自自治体が独自に住民要求にこたえて行つてきた保育施策すら切り下げられようとしている。こうした事態に対処するために、国の保育政策の抜本的な改善が強く望まれる。

第五号 昭和五十四年十二月二十一日受理

国民健康保険組合療養給付補助金の増率等に関する請願

請願者

名古屋市中区栄四ノ一四ノ二一愛旅連レジャーセンタービル内名古屋屋食品国民健康保険組合理事長 神谷一英

紹介議員

井上 計君

国民健康保険組合の財政安定と拡充強化並びに被保険者負担軽減のため、次の事項について速やかに適切な措置を講ぜられたい。

一、療養給付費補助金は公営並みに増率すること。

二、臨時調整補助金を大幅に増額するとともに、高額療養費に対し二分の一の完全補助を実施すること。

三、医療保険制度抜本改正に当たっては、国民健康保険組合の拡充強化を図ること。

第七号 昭和五十四年十二月二十一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)

請願者

福島市島谷野水汲田五ノ一 三瓶ハル外二千九名

紹介議員

栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八号 昭和五十四年十二月二十一日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者

静岡市材木町八静園私立保育所労働組合内 秋山なか江外千名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎三ノ二六ノ四同
援としま保育園保護者会内 市東
静江外九百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 新潟市笹口二ノ五ノ二新潟市保育
もんだい連絡会内 丸山初代外二
千六十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町四ノ六ノ一
本社会福祉労働組合大阪支部いづ
み分会内 吉田富子外千三名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二号 昭和五十四年十二月二十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市美井元町一〇ノ二
五 永田英夫外千名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一三三号 昭和五十四年十二月二十一日受理

民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都北区赤羽台三ノ二四ノ二
矢田あつ子外五千三百三十八名
紹介議員 阿部 憲一君
国際児童年を契機として、日本の将来を背負つて立つ乳幼児のために、次の事項の早期実現を図られたい。

- 一、保育料を引き下げることに拡大すること。
- 二、固定資産税による階層認定を廃止すること。
- 三、徴収金の基準額設定を是正すること。
- 四、最低基準の早期改善を図ること。
- 五、三歳未満児の保育定数を改定すること。
- 六、施設設備に関する基準を改定すること。
- 七、児童の処遇を大幅に改善すること。
- 八、完全給食を実施すること。
- 九、一般生活費を増額すること。
- 十、職員処遇を大幅に改善すること。
- 十一、母給与の格付けを是正すること。
- 十二、民間施設振興費を新設すること。
- 十三、特別管理費を増額すること。

理由
国の徴収金基準額は、保育所措置費の改善に伴つて年々値上りをみせている。また、財政が逼迫している地方自治体が多くなっている現在、地方自治体での保護者負担の軽減策が行われず、保護者は高い保育料に悩み、やむを得ず安い保育料の公立幼稚園に転園させ、降園後は子どもを放置させている実情さある。また、保育所は、現在、月初日に在籍人員によつて措置費が支給される現員現給制となつていて、一時的に生ずる措置児童の欠員に依つて保育を解雇したり再雇用したりする

ことは保育の運営上不可能であり、欠員は必然的に赤字をもたらして経営を圧迫している。三歳以上児については、現在、依然として副食給食となつていて、幼児の食生活のあり方からいって、三歳未満児からの移行からして、また、学校給食とのかわりのなかで、完全給食の実施が社会の要請となつていて、現在の措置費の大きな問題の一つに、施設整備費の国庫補助が十分ではないにもかかわらず、減価償却に要する費用が全く含まれていないことがあげられる。このため、多くの施設は、新築又は増改築時の借入金返済財源に苦慮しており、時折、新聞報道される民間保育園の不正問題も借入金の返済の道がなく、やむを得ず措置費を流用したものが多数を占めている。

第一五号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都三鷹市幸礼四ノ二ノ一九東
京都保育所労働組合井の頭分会内
西堀広子外千名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 群馬県沼田市榛名町四、一〇ノ一
三 諸田茂外七千三百三十五名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一七号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願
請願者 大阪府高槻市柱本新町八ノAノ一
ノ四〇一 森一郎外二百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
保育所の運営費等に対する超過負担を全面的に解消されたい。特に、障害児保育の充実を図るため

に、保育等の配置基準を改善されたい。

第二二二号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所の増設に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ三ノ一
三三 福田敏外二百七十六名
紹介議員 小巻 敏雄君
保育所の増設等について国庫補助金制度を改善し、地方自治体の超過負担を完全に解消されたい。

第二三三号 昭和五十四年十二月二十一日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 京都府宇治市広野町東裏八〇ノ一
小松勝外三千九百九十九名
紹介議員 小巻 敏雄君
児童権利宣言の具体化を目指す国際児童年に際し、憲法、教育基本法、児童福祉法、児童憲章の精神に基づき、学童保育についての国の制度確立のため、次の事項の実現を図られたい。

- 一、留守家庭児童の放課後の生活を保障するため、専用施設(宅)と専任指導員をもち、年間を通して開設される学童保育を制度化すること。
- 二、都市児童健全育成事業を実施に合わせ、改善、拡充すること。
- 三、学童保育を児童館でもやれるように児童館を増やし、改善すること。
- 四、すべての子どもの生活環境整備のために、子どものための施設、遊び場を増設すること。

理由
物価高、不況が続く社会状況の下で、働く母親は年々増加している。婦人労働者の六割以上が既婚婦人であり、その中の三割近くは、小学生をもつ母親である。婦人労働者は全労働者の三分の一を占め、現在の日本の産業を支えている。小学校低学年の子どもたちは、放課後の時間も長く、その間どのように過ごすか、働く母親にとっては大変心配である。子どもへの心をよがめる不健康な享楽

的な文化があふれ、事故や犯罪の危険にさらされている。現在多くの地方自治体が公的施策としてとりあげ、全国すべての都道府県に一箇所以上の学童保育が存在しているが、全国でようやく三千箇所、利用できているのはわずか九万名にすぎない。全国の留守家庭児童数四十万人といわれるのに対して、割にも満たない状況で圧倒的多数の子どもたちが放置されている。留守家庭児童対策については、五十一年度から都市児童健全育成事業が開始されたが、その予算は、年間わずかに一億八千万円にすぎず、補助対象経費も施設費、人件費が含まれないという不十分な内容である。また事業が適用できるのは、人口五万人以上の市に限られているが、学童保育は町や村にも多く設置され、なお必要とする子どもたちが多くいるという現状が無視されている。児童館は全国でわずかに二千三百九十館にすぎず、小学校区は全国で二万四千四百校区あるから、その割にも達していない。しかも現在ある児童館の多くは、百八十五平方メートル以上、児童厚生員二名という国の最低基準を前後した規模で設置されている。児童館の中に専用室を設け、専任指導員を配置して学童保育を実施しているところもあるが、多くの児童館ではその対策はなされていない。

第二六号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 天安寿雄外
千七百二十一名

紹介議員 浅野 拡君
保育所における保母定数等の最低基準を改定するとともに、保育者免許法制定及び保育予算について、次の事項の実現を図りたい。
一、最低基準を改定すること。
1 保母定数を改善すること。
(一) 零歳児から一歳児については、六人に

き一人以上を三人につき一人以上とする。

(二) 二歳児については、六人につき一人以上を五人につき一人以上とする。

(三) 三歳児については、二十人につき一人以上を十五人につき一人以上とする。

(四) 四歳児から五歳児については、三十人につき一人以上を二十人につき一人以上とする。

2 園長の必置を図ること。

3 主任保母の受持定数外設置を図ること。

4 調理員を増員すること。(特に、三歳未満児給食の充実を図ること)

5 施設設備の基準を改定すること。

二、職員の専門職化と職員処遇の改定を図ること。

1 研修体系を確立すること。

2 専門職としての給与体系を確立すること。

3 年金制度を確立すること。

4 退職共済制度を大幅に改善すること。

5 年休、病休代替制度を拡充すること。

三、措置費を改善すること。

1 管理費、生活費、特別管理費、採暖費については、物価スライド制を導入すること。

2 民間施設給与改善費を増額すること。

3 事務職員を全保育所に設置すること。

4 非常勤保母を常勤化する。

5 栄養士を設置すること。

6 園長給を改善すること。

四、乳児保育の対象を拡大し、階層わくを撤廃すること。

五、保育料保護者負担の適正化を図ること。

第二七号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 花房寿美太

外千五百九十五名

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二八号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 大谷孝志外
八百五十五名

紹介議員 大石 武一君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二九号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 安川義永外
四百四十九名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三〇号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 水岡薫外
六百名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三一号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市連取町一、三七一
青木美知代外千七百七名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三二号 昭和五十四年十二月二十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 富山県魚津市双葉町四ノ三 坂本
芳栄外千二百五十二名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三三号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 札幌市中央区北一条西二丁目札幌
市役所社会福祉協議会内社団法人
札幌市私立保育所連合会長 岩井
誠外五千八十一名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三四号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願(四通)
請願者 長崎市諏訪町九ノ三社団法人長崎
県私立保育園協合理事長 田代鳳
信外一万二千三百二十八名

紹介議員 中村 誠二君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三五号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 横浜市戸塚区岡津町二、五八二ノ
一 横山トヲ外九千二百二十七名

紹介議員 中村 誠二君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三六号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願(四通)
請願者 横浜市戸塚区岡津町二、五八二ノ
一 横山トヲ外九千二百二十七名

紹介議員 中村 誠二君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三七号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 群馬県高崎市柳川町一敬西寺保育
園内 松岡静泉外六千九百三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三八号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 群馬県桐生市境野町六ノ三六境
野保育園内 正和法隆外六千四十
五名
紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第四三三号 昭和五十四年十二月二十一日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市高鷲一〇ノ一二ノ
一三 上田俊治外千名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四五号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都北区堀船三ノ二三ノ六 柴
田敏夫外五千三百八十九名
紹介議員 柳沢 弘治君
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三九号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 山形県上山市金谷土矢倉三〇七ノ
一 日本社会福祉労働組合山形県支
部玉葉会分会内 有路俊一外千六
百五十一名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四七号 昭和五十四年十二月二十一日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 東京都江東区辰巳一ノ九ノ五七ノ
三〇六 大宮喜市外三千九百九十
九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第四〇号 昭和五十四年十二月二十一日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願(二通)
請願者 東京都目黒区大橋二ノ一九ノ一日
社労組東京支部愛護会分会内 須
藤春夫外二千名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八号 昭和五十四年十二月二十一日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 広島市安古市町相田一四一ノ一
向井幹雄外七百九十六名
紹介議員 江田 五月君
障害者・児の人間らしい生活を保障するため、次
の事項について実現を図りたい。
一、障害者の医療費を国の負担で無料にするこ
と。また、健康保険法、公費医療費を改悪しな
いこと。
二、働く希望をもつ障害者に仕事を保障するこ
と。そのために、雇用率未達成の官公庁と企業
をなくすこと。職種の研究開発を急ぎ、また、

第四二二号 昭和五十四年十二月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 三重県鈴鹿市長沢町 中瀬教生外
二万九千四百四十三名

第五二二号 昭和五十四年十二月二十二日受理
保育所の新増設に関する請願
請願者 大阪府豊中市刀根山一ノ七ノ二四
朝井好美外三百二十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第四四二号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 石川県金沢市田上新町四三二 中
越一成外六百一十一名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三三号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市粕壁東二ノ一〇ノ
八 野口助四郎外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
医療保険制度を後退させる改悪を取りやめ、「いつ
でもどこでも」だれでも「費用の心配なく良い
医療を受けられる医療制度の確立と、建設国民健
康保険組合の健全で安定した管理、運営を保障す
るため、当面次の事項の改善を図りたい。
一、医療保険制度については、改悪を取りやめ、
次の改善を行うこと。
1 すべての医療保険を通して、本人・家族と
も十割給付とし、薬代等の自己負担は行わな
いこと。

第四五二号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 千葉県花見川九ノ一七ノ四〇六
吉野政義外千九百三十八名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四四号 昭和五十四年十二月二十二日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願
請願者 大阪府高槻市上田辺町一ノ一八
清水司外二百九十九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五五五号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 横浜市港南区日野町五一 小森
茂外三千九百九十九名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六三三号 昭和五十四年十二月二十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關
する請願(二通)
請願者 埼玉県春日部市粕壁東二ノ一〇ノ
八 野口助四郎外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
医療保険制度を後退させる改悪を取りやめ、「いつ
でもどこでも」だれでも「費用の心配なく良い
医療を受けられる医療制度の確立と、建設国民健
康保険組合の健全で安定した管理、運営を保障す
るため、当面次の事項の改善を図りたい。
一、医療保険制度については、改悪を取りやめ、
次の改善を行うこと。
1 すべての医療保険を通して、本人・家族と
も十割給付とし、薬代等の自己負担は行わな
いこと。

第六四四号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市粕壁東二ノ一〇ノ
八 野口助四郎外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
医療保険制度を後退させる改悪を取りやめ、「いつ
でもどこでも」だれでも「費用の心配なく良い
医療を受けられる医療制度の確立と、建設国民健
康保険組合の健全で安定した管理、運営を保障す
るため、当面次の事項の改善を図りたい。
一、医療保険制度については、改悪を取りやめ、
次の改善を行うこと。
1 すべての医療保険を通して、本人・家族と
も十割給付とし、薬代等の自己負担は行わな
いこと。

第六五五号 昭和五十四年十二月二十二日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市粕壁東二ノ一〇ノ
八 野口助四郎外一名
紹介議員 瀬谷 英行君
医療保険制度を後退させる改悪を取りやめ、「いつ
でもどこでも」だれでも「費用の心配なく良い
医療を受けられる医療制度の確立と、建設国民健
康保険組合の健全で安定した管理、運営を保障す
るため、当面次の事項の改善を図りたい。
一、医療保険制度については、改悪を取りやめ、
次の改善を行うこと。
1 すべての医療保険を通して、本人・家族と
も十割給付とし、薬代等の自己負担は行わな
いこと。

2 差額ベッド、付添など一切の保険外負担をなくすること。

3 出産費は全額を給付(現物給付)すること。

4 保険料の引上げをやめ、保険料の労使負担割合を労働者三、使用者七とすること。

5 政管健保、国保、日雇健保に対する国庫負担を増額すること。財政基盤の弱い健保組合、共済に対する国庫負担を制度化し、負担率を引き上げること。

6 老人医療の有料化計画を取りやめ、公費負担医療を拡充すること。

7 医療供給体制の拡充、整備を行うこと。

8 薬価基準の実勢価格への引下げ、薬害の救済措置の確立など、医療諸制度を改善すること。

二、建設国保組合については、管理、運営をより充実、安定させるために、次のような法的、財政的措置を行うこと。

1 国民健康保険の管理、運営の主体を将来にわたつて、各自治体と組合とにすること。

2 傷病手当、医療給付などの附加給付を法定給付とすること。

3 建設国保組合の国庫補助金は、定率分四十パーセントのほか、臨時調整補助金十パーセントとすること。

4 事務費は、全額国庫負担とし、当面、公営国保と同じにすること。

5 老人医療のすべての費用は、全額国庫負担とすること。

6 助産費の国庫補助を二分の一とし、傷病手当金、葬祭費にも国庫補助を行うこと。

理由

建設産業で働く者は、日雇健康保険の適用が廃止されてから、自らの生命と健康を守るために国民健康保険組合を設立し、被用者健康保険と同じ給付(本人十割、傷病手当金の支給)を堅持し、この十年の間、劣悪な労働条件、不況、相次ぐ医療費引上げ等といった数多くの困難に突き当

たりながら、その健全な運営を行うために、あらゆる自主規制の強化、大幅な保険料の引上げを行うなど、血のにじむような努力をしてきた。しかるに、政府が国会に提出している「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、医療保険全体の給付水準を低く抑え付け、保険料を引き上げ、附加給付を廃止するなど、労働者、国民に重い負担を押し付け、国と資本家の責任と負担を軽くしようとする改悪案と言わざるを得ない。また、この法律案が実施されると、必死に守り育ててきた建設国民健康保険組合は大きな打撃を受け、民主的、自主的な管理・運営ができなくなる。

第六四号 昭和五十四年十二月二十二日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 横浜市西区中央一ノ一ノ二三 鈴木豊一外二名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第六八号 昭和五十四年十二月二十二日受理
老人福祉に関する請願
請願者 東京都江戸川区松島二ノ九ノ二 高野徳外四百七十二名
紹介議員 野田 哲君

老人福祉の改善のため、次の事項について実現を図りたい。

一、高齢福祉年金は、物価値上りに比例した適正なスライド制を加味して、月額三万円支給を実現すること。

二、老人の健康維持のため、容易に病院に行けなかつた大多数の者が、医療費無料化制度の実現によつて、経済的にも精神的にも大変助けられている現状なので、老人医療費無料化を堅持すること。また、所得制限を撤廃すること。なお、入院費中の介護料、差額ベッド料、看護料、付添人等の費用の無料化を図ること。

三、老人福祉法の一環として老人クラブが設立されているが、その助成金が低額のため運営に支障を来しているのを、老人福祉の充実を図るため、老人クラブ助成金を増額すること。

四、高齢者就業施設の増設と就労の徹底を図ること。ホームヘルパーを増員し、寝たきり老人に対する派遣を週一日から週三日以上に増やし、介護の徹底化を実現すること。

五、老人福祉関係の諸制限を緩和又は撤廃すること。

理由

全国千余万人(六十歳以上)の高齢者は我が国人口の一割にも達し、その大半が経済的に恵まれない実情にある。現在の高齢者はそのほとんどが青年生活時代から戦後の戦禍に遭遇して、老後の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者といつても過言ではない。敗戦後、我が国家族制度は崩壊し新憲法下において核家族化という大変革を余儀なくされ、ほとんどの老人が精神的に経済的に取り残された現状にある。特に低成長時代を迎え、長い不況の谷間を抜けて景気の動向もようやく上向いてきたやさき、中東の政情と石油問題に端を発し、不安定な我が国経済は不況の中で再び諸物価高騰の様相を呈してきた。したがつてその影響は弱きもの高齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけ、明治以来あらゆる困難を乗り越えてきた頑強な明治青年も寄る年波に勝てず、心ならずも国の福祉施策に頼らざるを得ず、近年盛り上つた老人福祉対策も国の本年度予算内容は福祉予算、後退の兆しさえ見受けられる憂慮すべき現況である。

第六九号 昭和五十四年十二月二十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡大野町大野二四〇岐 泉県私立保育園連盟内 河瀬法定 外二千八百七十七名
紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第七〇号 昭和五十四年十二月二十二日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡益子町益子三、六一 五井上英雄外五千七百四十名
紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第七二号 昭和五十四年十二月二十二日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市駒生町六四八栃木 県教育会館内栃木県保育協会内 斎藤一郎外千三百四十九名
紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第七三号 昭和五十四年十二月二十四日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都大田区東糀谷四ノ二ノ一四 東京都保育所労働組合南部支部なかよし保育園分會内 山崎久美子 外千名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七四号 昭和五十四年十二月二十四日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪府港区池島二ノ七ノ一三 西平久子外四千三百五十二名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第七五号 昭和五十四年十二月二十四日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願
請願者 大阪府高槻市南総持寺町七六五公 団住宅四五ノ二〇七 小浜嘉男外

紹介議員 九百九十九名
沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七六号 昭和五十四年十二月二十四日受理
保育所の増設に関する請願
請願者 大阪府豊中市南桜塚一ノ九ノ二六
澤田進外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第七七号 昭和五十四年十二月二十四日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 千葉県船橋市習志野台六ノ八ノ三
ノ一〇四 後村一夫外三千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八四号 昭和五十四年十二月二十四日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都北区滝野川三ノ三ノ一全日
本運輸一般労働組合中央執行委員
長 引間博愛外千九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八五号 昭和五十四年十二月二十四日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都文京区小日向四ノ一ノ六東
京都社会福祉協議会職員組合内
池田敏夫外千名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六号 昭和五十四年十二月二十四日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 東京都小平市小川東町二、八〇〇
ノ一 高橋真由美外千四百九十九名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九〇号 昭和五十四年十二月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 長野県松本市里山辺二、九七八
馬淵磯子外千八名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九二号 昭和五十四年十二月二十四日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 伊東祐夫外
百四十名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第九三号 昭和五十四年十二月二十四日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡大野町岐阜県私立保
育園連盟内 横田恵昭外二千九百
十名

紹介議員 藤井 丙午君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九五号 昭和五十四年十二月二十四日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺御祭田町四京
都私立保育所労働組合一乗寺分会
内 中村東輝子外六千九百五十四
名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九六号 昭和五十四年十二月二十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 名古屋市中区三の九三ノ一ノ一市
役所内市労働内名古屋市中立幼稚園
教職員組合内 平野百合子外九百
九十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九七号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都田無市本町四ノ一ノ九ひ
まわり共同保育室内田無市保育室
連絡協議会内 後山和子外九百九
十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九八号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府豊中市東泉丘一ノ五ノ一ノ
四〇八 沢田伶子外九百五十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九九号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 神戸市生田区桶町七丁目兵庫県保
育所運動連絡会内 増田百代外九
百五十三名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇〇号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府岸和田市上松町三五八ノ六
五 吉野礼子外七百五十三名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇一号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都南多摩郡多摩町和田一、二
六一桜ヶ丘第一保育園父母の会内
井上君子外六千九百五十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇二号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市左京区岩倉三宅町 西久保
宏道外六千九百五十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇三号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 神戸市生田区桶通三ノ三ノ六日本
社会福祉労働組合兵庫支部内 山
本孝司外六千九百五十四名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇四号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪市生野区桃谷四ノ一七ノ八
幸野知雄外六千九百五十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇五号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市松波一ノ六ノ一ノ一千葉県
保育問題協議会内 森川寿未外千
百三十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇六号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市旭町二〇ノ七 藤
本義美外三百十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇七号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪市西成区北津守三ノ二ノ一六
吉村義和外千十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇八号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 京都市東山区鴨町通七条上ル下堀
詰町二四九 西村元博外六千九百
五十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇九号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 滋賀県大津市錦織一ノ一四ノ二五
小嶋乳幼児院内日社労組滋賀支部
小嶋分会内 西島信司外六千九百

五十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 大阪府富田林市甘南備二一六日本
社会福祉労働組合大阪支部内金剛
コーン分会内 幸田乙三外六千
九百五十四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府池田市天神二ノ四ノ二〇
西山節子外七百五十七名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二九号 昭和五十四年十二月二十五日受理
福祉関係予算確保に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
議長 八巻一夫
紹介議員 村田 秀三君

政府は、昭和五十五年予算編成に当たり、財政
再建を理由に児童手当、老人医療無料制度、福祉
関係経費の削減を検討していると聞いているが、
少くともこれらの現行制度を後退させることのな
いよう関係予算の確保に努力されたい。

第三一三二号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 東京都墨田区文花一ノ二六ノ二九
ノ二〇一 樋口晴子外六千九百五
十四名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一三三号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願
請願者 名古屋市中区熱田区沢下町八ノ四愛知
単一労働会館内愛知私立保育園労働
組合内 黒島美津代外六千九百
五十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一三三三号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 東京都西多摩郡奥多摩町氷川七六
〇東京都高等学校教職員組合奥多
摩分会内 藤岡泰幸外九百三十九
名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三一三四号 昭和五十四年十二月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一ノ一千葉県
保育問題協議会内 岡本利子外九
百八十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三一三六号 昭和五十四年十二月二十五日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 神戸市生田区橋通三ノ一神戸市私
立保育園園長会内 村山盛嗣外六
千四百四名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第三一三七号 昭和五十四年十二月二十五日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 群馬県安中市原市三ノ四ノ五四
萩原美恵子外五千三百四十一名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第三一三八号 昭和五十四年十二月二十五日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 原はる子外
七千二百七十二名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第三一九号 昭和五十四年十二月二十五日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 砂走孝順外
千六百七十五名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第一四〇号 昭和五十四年十二月二十五日受理
精神障害者福祉法の制定に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛
媛県議会議員 宇都宮光明
紹介議員 松垣徳太郎君

現行の精神障害者対策は、精神衛生法による医療
と保護を中心としており、精神障害者とその家族
の立場に立つての福祉対策は、部分的なものに限
られているため、これら障害者とはもとより、家族
の抱えている悩みは誠に深刻なものがある。した
がつて、これら障害者の社会的自立、更にはその
家族に対する福祉対策が緊急に望まれるところだ
である。よって、かかる実情を十分認識され、これ

ら施策が強力に推進できるよう精神障害者福祉法を早急に制定し、精神障害者の福祉に万全を期せられたい。

第一四三号 昭和五十四年十二月二十五日受理
昭和五十五年度における福祉関係予算確保に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四二愛媛県議会議員 宇都宮光明

紹介議員 松本 敦君

政府は、昭和五十五年予算編成に当たり、財政再建を理由に、老人医療費の無料化をはじめ、児童手当、福祉関係予算を見直し、削減を検討しているが、これは社会的に弱い立場の人たちに新たな負担を強いるものである。予算編成に当たっては、政府自らが外郭団体の整理等思い切った行政改革を断行し、更に一般行政経費の節減を図るなど自主努力によって財政再建を行うことが先決である。よつて福祉関係予算を最優先として確保するよう強く要望する。

第一四四号 昭和五十四年十二月二十五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市南恵我之荘二ノ六ノ二〇社会福祉法人大阪福祉事業財団高鷲学園長 豊田俊雄外六千九百五十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四五号 昭和五十四年十二月二十六日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県東松山市上野本二、二六九川西秀子外六千九百五十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四六号 昭和五十四年十二月二十六日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市西区山の手三八六日本社会福祉労働組合北海道支部緑花分会

内 池内橋外六千九百五十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四七号 昭和五十四年十二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 札幌市白石区本郷一三丁目北五九札幌保育連絡会内 前川悦子外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四八号 昭和五十四年十二月二十六日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願

請願者 大阪府高槻市高垣町七〇ノ一三島昭外九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一四九号 昭和五十四年十二月二十六日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 大阪府茨木市玉柳一ノ一七ノ六堀川清次外三千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五〇号 昭和五十四年十二月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ二四ノ二矢田勇雄外五千三百三名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五二号 昭和五十四年十二月二十六日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市上石原二ノ一七ノ七日本社会福祉労働組合東京支部二葉学園分会内 大井富由子外七百七十七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五四号 昭和五十四年十二月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 島根県那賀郡三隅町湊浦 三上威文外三百七十五名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五五号 昭和五十四年十二月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ四ノ一五石川節子外五千四百四十三名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五六号 昭和五十四年十二月二十六日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四社会福祉法人全国社会福祉協議会内 月橋一恵外三千四百六十六名

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一五七号 昭和五十四年十二月二十六日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一六〇号 昭和五十四年十二月二十六日受理
老人福祉に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八医療ビル内東京老人福祉会内 小林俊之助外二百五十名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第一六二号 昭和五十四年十二月二十六日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東町二ノ七九 片柳芳明外千六十三名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三号 昭和五十四年十二月二十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(三通)

請願者 大阪府堺市東町七ノ七五三ノ一池側小代外二千九百九十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六五号 昭和五十四年十二月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町智恵光院西入ル京都市保育園長会内 江田秀昭外一万六千五百五十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六六号 昭和五十四年十二月二十六日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 秋田市中通一ノ四ノ一九日本社会福祉労働組合秋田支部内 伊藤二雄外六千九百五十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六八号 昭和五十四年十二月二十六日受理

学童保育の制度化等に関する請願

請願者 神戸市垂水区坂上五ノ一ノ二四小川勝美外三千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七四号 昭和五十四年十二月二十七日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 大阪府淀川区三國本町三ノ一五ノ二村井信二外四千三百五十二名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第一七五号 昭和五十四年十二月二十七日受理

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都調布市調布ヶ丘三ノ四二ノ七赤羽愛子外九百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七九号 昭和五十四年十二月二十七日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 神戸市真谷区八雲通三ノ三ノ七ノ二五七 武内密治外六千七百五十七名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第一八四号 昭和五十四年十二月二十七日受理

年金制度の改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議員 遠藤正二

紹介議員 鈴木 正一君

海外からの引揚者及び一時帰国者のため、速やかに次の措置を講ぜられたい。

一、厚生年金、国民年金等各種年金の受給資格取得について救済措置を講ずること。

二、日本語指導、職業訓練等に特別の措置を講ずるとともに、自立資金の無利子長期貸付制度を創設すること。

三、一時帰国者に対し滞在期間中、生活に対する特別な援護措置を講ずること。

理由 日中平和友好条約等の締結により帰国した者は、習慣、言語等の相違から日常生活、就職等多くの面で不利な条件を強いられている。更に、海外に居住していたため現行各種年金に加入できず、これが恩恵を受けることができない者が多い状況にある。

第一八七号 昭和五十四年十二月二十七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都江川区西葛五ノ九ノ一 一たけの共同保育所内 山田幸枝外八百五十五名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

紹介議員 鈴木 正一君

海外からの引揚者及び一時帰国者のため、速やかに次の措置を講ぜられたい。

一、厚生年金、国民年金等各種年金の受給資格取得について救済措置を講ずること。

二、日本語指導、職業訓練等に特別の措置を講ずるとともに、自立資金の無利子長期貸付制度を創設すること。

三、一時帰国者に対し滞在期間中、生活に対する特別な援護措置を講ずること。

理由 日中平和友好条約等の締結により帰国した者は、習慣、言語等の相違から日常生活、就職等多くの面で不利な条件を強いられている。更に、海外に居住していたため現行各種年金に加入できず、これが恩恵を受けることができない者が多い状況にある。

第一九〇号 昭和五十四年十二月二十七日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都北区王子二ノ一九ノ二一 井川照子外五千二百六十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第一九一号 昭和五十四年十二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一 千葉県保育問題協議会内 佐藤公子外九

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第一九二号 昭和五十四年十二月二十八日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市松波一ノ一六ノ一 千葉県保育問題協議会内 佐藤公子外九

紹介議員 内藤 功君

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九三三号 昭和五十四年十二月二十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 熊本市京町二ノ八ノ一〇熊本県私
設保育所連絡会内 小島シズ子外
二百六十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九四四号 昭和五十四年十二月二十八日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に關
する請願

請願者 徳島市徳島町三ノ三五ノ一 福永
満治外六百名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一九五五号 昭和五十四年十二月二十八日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 高知県南国市後免町一日本社会福
祉労働組合高知支部内 宮内次男
外六千九百五十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六六号 昭和五十四年十二月二十八日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 東京都八王子市大和田町五ノ七ノ
一〇ノ五〇六 佐藤典夫外九百九
十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九七号 昭和五十四年十二月二十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井一ノ二四ノ一
三 大西純子外九百三十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九八号 昭和五十四年十二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 北海道函館市青柳町八ノ二四 林
カズエ外千八百五十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一九九号 昭和五十四年十二月二十八日受理
老人福祉等に関する請願

請願者 東京都大田区矢口二ノ二九ノ二〇
山口武男外千八百七十七名
紹介議員 宮田 輝君
老人福祉の改善のため、次の事項について実現を
図られたい。

一、老齢福祉年金は、物価値上がりに比例した適
正なスライド制を加味して、月額三万円支給を
実現すること。

二、老人の健康維持のため、容易に病院に行けな
かった大多数の者が、医療費無料化制度の実現
によつて、経済的にも精神的にもたいへん助け
られている現状なので、老人医療費無料化を堅
持すること。また、所得制限を撤廃すること。

三、老人福祉法の一環として老人クラブが設立さ
れているが、その助成金が低額のため運営に支
障を来しているのを、老人福祉の充実を図るた
め、老人クラブ助成金を増額すること。

四、高齢者就労施設の増設と就労の徹底を図るこ
と。また、ホームヘルパーを増員し、寝たきり
老人に対する派遣を週一日から週三日以上に増

やし、介護の徹底化を実現すること。
五、現に行われている学生割引等に準拠した方法
で、国鉄及び私鉄運賃（地下鉄を含む）の優待割
引と航空機運賃の割引制度（仮称シルバーメイ
ト割引制度）を設定するとともに、生活保護対
象者の無料化を図ること。

六、老人福祉関係の諸制限を緩和又は撤廃するこ
と。

理由

全国十万余人（六十歳以上）の高齢者は我が国人口
の一割にも達し、その大半が経済的に恵まれない
実情にある。現在の高齢者はそのほとんどが青壮
年活躍時代に国のため数々の戦禍に遭遇して、老
後の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者とい
つても過言ではない。敗戦後、我が国家族制度は
崩壊し、新憲法下において核家族化という大変革
を余儀なくされ、ほとんどの老人が精神的に経済
的に取り残された現状にある。特に低成長時代を
迎え、長い不況の谷間を抜けて景気の動向もよう
やく上向いてきたやさき、中東の政情と石油問題
に端を発し、不安定な我が国経済は不況の中で再
び諸物価高騰の様相を呈してきた。したがって、
その影響は弱きもの高齢者に容赦なくし寄せさ
れて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけ、明治
以来あらゆる困難を乗り越えてきた頑強な明治青
年も寄る年波に勝てず、心ならずも国の福祉政策
に頼らざるを得ず、近年盛り上つた老人福祉対策
も国の本年度予算内容は福祉予算、後退の兆しさ
え見受けられる憂慮すべき現況である。

第二〇〇号 昭和五十四年十二月二十八日受理
被爆者援護法制定に関する請願

請願者 岩手県水沢市大畑小路四一ノ五
永井庄蔵外四百四十九名
紹介議員 立木 洋君
被爆者援護法を速やかに制定し、次のように被爆
者援護のため万全を期せられたい。

一、被爆者と被爆者の子ども、孫に対する医療を
完全に無料にすること。

二、被爆者に対する健康管理を万全にし、行き届
いた保健給付を行い、障害度に応じた年金を支
給すること。

三、生活に困窮している被爆者と、病気のため収
入が減つた被爆者に対して十分な援護手当を支
給すること。

四、被爆者の遺族に年金を支給すること。また、
既に亡くなつたすべての被爆者に対して弔慰金
を贈ること。

五、被爆者の子ども、孫の教育について、教育
上、経済的に困難なときは、補助を出すこと。

理由

一九三一年柳条溝事件を契機とした日中十五年戦
争に加えて、日本・ドイツ・イタリアの防共協
定、一九四一年十二月八日のアメリカ・イギリス
に対する宣戦布告で全面戦争となり、一九四五年
広島・長崎に原爆が投下された。この際多くの非
戦闘員が生命を奪われ、傷つき、財を失い、被爆
者は、不幸な生活に突き落とされていく。このよ
うに、国家権力によつて引き起こされた戦争の最
大の犠牲者である被爆者に対して、速やかに被爆
者援護法を制定し、国家として十分な補償をなす
べきである。

第二〇一号 昭和五十四年十二月二十八日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 奈良県生駒市あすか野北三ノ四ノ
一五 尾形和巳外二千六十六名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二〇二号 昭和五十四年十二月二十八日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 東京都北区赤羽二ノ二ノ二ノ一、
〇〇六 田中豊久外千名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇三号 昭和五十四年十二月二十八日受理
医療保険制度と建設国民健康保険組合の改善に関する請願
請願者 千葉県船橋市高根台六ノ四一ノ二
四 白鳥利男外四名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第二〇四号 昭和五十四年十二月二十八日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町三ノ一ノ一六
ノ二〇一 竹野正行外九百九十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇五号 昭和五十五年一月七日受理
学童保育の制度化等に関する請願
請願者 大阪府茨木市下穂積二ノ三ノ三
高橋勇外四名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二〇七号 昭和五十五年一月八日受理
老人医療費無料化存続等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市南武庫庄九ノ六ノ二
四 喜田藤平外五千名
紹介議員 矢原 秀男君 二宮 文造君
国民生活、とりわけ福祉関係予算を優先確保するため、次の事項の実現を図りたい。
一、老人医療費支給制度の無料化見直しをやめて充実を図ること。
二、子どもの養育費の増大が家計を圧迫しているため、児童手当は廃止せず、逆に増額に努力すること。

三、児童扶養手当の所得制限の強化や各種福祉年金の抑制を行わないこと。

理由

諸物価の騰勢が一層顕著なるなかで母子家庭、父子家庭の生活は窮乏しており、児童扶養手当や児童手当の果たす役割は大きい。また、老後の所得保障が極めて不十分であるうえに、老人の医療費負担が家庭生活の基盤を脅かすことから老人医療無料制度の充実が要求されている。同時に国民健康保険財政の窮乏は地方自治体共通の大きな課題となっている。

第二一〇号 昭和五十五年一月八日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 岸正道外千二百五十六名
紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二一一号 昭和五十五年一月九日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪府四條畷市蓮生町一六ノ二
八 西岡政一外九百九十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一二号 昭和五十五年一月九日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願
請願者 山形県新庄市秋野横根山八〇ノ一
日本社会福祉労働組合山形県支部
最上分會内 斎藤文代外千名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一四号 昭和五十五年一月九日受理

老人医療費無料化存続等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区楠谷町一五ノ一八
北岡市太郎外千七百十名
紹介議員 二宮 文造君 矢原秀男君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二一五号 昭和五十五年一月九日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 大阪府城東区今福南二ノ二一ノ一
四 今福保育園内 井関政勝外四千三百五十五名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二一八号 昭和五十五年一月九日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 亀山大珠外六千二百四十七名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二一九号 昭和五十五年一月十日受理
老人医療費の無料化反対等に関する請願
請願者 徳島市城東町二ノ四ノ三ノ五
柴田嘉清外二千二百二十二名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年一月十日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願
請願者 大阪府高槻市寿町二ノ八ノ一六
長谷川外二外三百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三二号 昭和五十五年一月十日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 福井市宝永三ノ八ノ一八 福井県私

し、住民負担なしに、国と自治体と資本家負担で実施すること。

理由

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」(老人福祉法第二条)老人福祉法の理念に基づいて、老人医療費の無料制度は地方自治体からはじまり、国も昭和四十八年度から実施したが、昭和五十年から表面化した老人医療費支給制度を有料にしようとする動きに対して、国民はこぞつて反対してきた。既に国会でも「有料化に反対する」請願が採択されている。

第二二四号 昭和五十五年一月十日受理
保育所の増設に関する請願
請願者 大阪府豊中市浜三ノ二ノ三
西 原一夫外千九百七十五名
紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二二六号 昭和五十五年一月十日受理
保育所の増設に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町二ノ一九ノ三
沖田仁司外二百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年一月十日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願
請願者 大阪府高槻市寿町二ノ八ノ一六
長谷川外二外三百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三二号 昭和五十五年一月十日受理
民間保育事業振興に関する請願(二通)
請願者 福井市宝永三ノ八ノ一八 福井県私

立保育園連盟内 緑川久雄外千四百七十三名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三三三三号 昭和五十五年一月十日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 佐賀県小城市津井町牛津九一七ノ三 西村正二外千九百五十七名

紹介議員 福岡日出彦君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三三四号 昭和五十五年一月十日受理
児童手当、老人医療費等福祉関係予算確保に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会議長 元浜貫一

紹介議員 木村 睦男君

昭和五十五年予算編成に当たり、児童手当、老人医療費の公費負担、国民健康保険財政に対する臨時財政調整交付金等について、受益者負担の導入など制度の再検討が行われていると聞いているが、これらの制度は、いずれも福祉の根幹をなすものであつて、国民生活に及ぼす影響は極めて大きい。よつて福祉の後退とならないよう予算確保に慎重を期せられたい。

第三三七号 昭和五十五年一月十一日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都板橋区仲町一四ノ一五東京都保育所労働組合板橋支部風の分会内 能渡澄子外四百七十七名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三八号 昭和五十五年一月十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 長崎市江戸町二ノ一三長崎県知事 久保勘一外五万七千九百九十四名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三三九号 昭和五十五年一月十一日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四社会福祉法人全国社会福祉協議会内全国保育協議会内 庭山良宗外三千七百六十五名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二四〇号 昭和五十五年一月十一日受理
民間保育事業振興に関する請願(四通)

請願者 栃木県下都賀郡壬生町壬生丁一二九ノ五 今井テレル外一万二千二百五名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二四一号 昭和五十五年一月十四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 名古屋市千代田区上陽町二ノ一〇篠原保育園内 飯田弘臣外八千四百七十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二四二号 昭和五十五年一月十四日受理
社会保険・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪市鶴見区今津中四ノ二ノ一九鶴見ハイッ内 井勢弥八郎外七百七十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四三三号 昭和五十五年一月十四日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 宮崎県都城町北町六、三八八藤山光春外八千八百八十四名

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二四四号 昭和五十五年一月十六日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎八六八ノ四 吉川正枝外千五百五十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二四五号 昭和五十五年一月十六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 東京都葛飾区宝町二ノ二六ノ八星の子保育園内 関史郎外千一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五〇号 昭和五十五年一月十六日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町甲一、四六〇生玉まさ子外千九百二十九名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二五五号 昭和五十五年一月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都品川区荏原三ノ七ノ一三斎藤雅子外千九百九十六名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二五六号 昭和五十五年一月十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

山本美也子外千九百九十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二五七号 昭和五十五年一月十八日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 静岡県浜松市高丘町七八一 藤田正子外三千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二六〇号 昭和五十五年一月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都港区白金四ノ七ノ二みづばち保育園内 棟田俊子外千七百七十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二六一号 昭和五十五年一月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都大田区下丸子三ノ八ノ五吉田ノリ子外千七百七十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二六二号 昭和五十五年一月十九日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口一、一五七 浜田えり子外千七百七十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第二六五号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小金井市本町四ノ二ノ二六田中朝治外千三百七十名

紹介議員 市川 正一君

一、生理休暇の廃止や、深夜業、時間外、休日労働、危険有害業務等の禁止や制限事項撤廃などの労働基準法改悪を行わないこと。

二、現行の産前産後休暇を各八週間（多胎妊娠の場合は十週間）に延長し、有給で保障すること。

三、妊娠中の母性保護措置（時差出勤、通院時間、つわり休暇など）を労働基準法に明記し、有給で保障すること。

四、労働時間週四十時間、年次有給休暇二十日を全労働者の最低基準とし、賃下げなしで労働時間を短縮すること。

五、現行労働基準法に基づいて深夜業、交代制労働に従事している労働者には、労働時間短縮、有給休暇の増加など特別措置を設けること。

六、職業病を多発させている職種に従事する労働者の労働時間、休憩時間、作業量、休日などについての基準を設け、労働密度を規制すること。

七、男女差別（採用、雇用形態、仕事の配置、賃金、昇給昇格、昇進、研修訓練、退職制度、定年など）を禁止する制度を確立し、行政指導を強化すること。

八、労働基準法、労働安全衛生法違反をなくすため、労働基準監督官を増員し、労働行政を民主的に強化すること。

理由

労働基準法研究会「報告書」の提言は、今日の婦人労働者の実態を無視し、男女平等の名の下に労働基準法を改悪し、大幅な労働条件の低下をもたらすものである。いうまでもなく、雇用における男女平等は、単なる形式的な平等にとどまらず、人間としての尊厳に基づく実質的な平等として確立されなければならない。そのためには、すべての婦人労働者が健康に働き続けることによつて、それぞれの能力を発揮し、社会発展に貢献できるように、不当な男女差別の撤廃と併せて、母性保護を拡充し、労働条件全般を大幅に引き上げることが緊急に必要である。

第二六六号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区大原一ノ三九ノ四
紹介議員 鈴木利朗外七百七十四名
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二六七号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 札幌市東区北二十五条東二〇ノ一
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二六八号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 長崎市金堀町四一ノ二 川崎武
紹介議員 久外五百六十八名
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二六九号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 大分市岩田町二ノ七ノ一四 木村道義外千名
紹介議員 河田賢治君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七〇号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 福井市宝永二ノ一三ノ一七 奈良本幸恵外八百九十八名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七一号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 神戸市灘区鶴甲四ノ一ノ一 小川仁美外五百七十三名
紹介議員 小巻敏雄君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七二号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県川口市幸町三ノ四ノ九 矢嶋孝子外千三百八十八名
紹介議員 佐藤昭夫君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七三号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 秋田市新屋田尻沢中町八ノ二〇 大沢純一外千七十七名
紹介議員 下田京子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七四号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市桜木町二ノ三三五 田中洋子外千五百五十二名
紹介議員 立木洋君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七五号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都練馬区桜台四ノ四ノ一〇 中川孝子外千四百九十九名
紹介議員 内藤功君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七六号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 岡山市住吉町二ノ三五教育会館内 岡山県高等学校教職員組合内八

第二七八号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市南武庫之荘九ノ一八 西勝二郎外七百八十名
紹介議員 安武洋子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二七九号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都世田谷区上北沢一ノ三六ノ一七 小貫幸男外千二百八十七名
紹介議員 山中郁子君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二八〇号 昭和五十五年一月十九日受理
労働基準法改悪反対等に関する請願
請願者 福岡市中央区白金一ノ一五ノ二四 山之内スモコ外九百四十一名
紹介議員 渡辺武君
この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第二八二号 昭和五十五年一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 埼玉県加須市本町一五ノ三加須保育園内 埼玉県法人埼玉県私立保育園連盟内 村山道子外一万七千七百七十五名

な措置を望むものである。(趣意書添付)

第三一五号 昭和五十五年一月二十九日受理
自営業視覚障害者に対する社会保険全面適用に関する請願

請願者 三重県津市桜橋二丁目三番重県視覚障害者協会内 浅野富数
紹介議員 斎藤 十朗君

理由 自営業の視覚障害者に対し特例をもつて盲人自営業者が健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、失業保険に加入できるよう、また、保険加入の適用にはこの場合盲人又は盲人を含む重度障害者で、業種は特定でなく、一定規模の業種を有するものとし、保険料徴収等の事務処理を共同組合等に準じ、日本盲人会連合若しくは地域視覚障害者団体に指定、認可するよう関係法規の改正を図りたい。

身体障害者福祉の究極は、障害を克服し、進んで社会経済活動に参加できるところにあるとされている。しかし、現状は、重度障害者、殊に視力を失った盲人は常時介護を要するなどの制約を受け、雇用、就業は難航し、やむなく自家営業によらざるを得ない。古来、盲人の適職としてあん摩、はり、きゅう、いわゆる三療を業とするものが比較的多数いるが(昭和四十五年厚生省調によると盲人の被雇用を含む就業率は三十四パーセント、うち三療就業は十・八パーセント)、晴眼同業者の急増、類似の療術を業とする者の進出によつて不安定な経営状態となつていく。また、なんらかの業種に就いているものもあるが、零細なものである。健康な国民一般は好条件な職場の選択ができ、被雇用にあつては健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、失業保険等の保険に加入し、疾病、障害の医療はもとより、療養による休業に対しては所得補償(傷病手当金)が給付され、後遺症に対しては国民健康保険、国民年金に比べて数倍が補償され、生計の安定が図られてい

る。これらに比して自営業は国民健康保険で、これは医療だけで所得補償はついていない。このように、盲人で三療を業とするもの、また、その他零細自営業者はいつたん疾病にかかり、障害を負うと休業し、所得はなくなり、たちまちに貧困に落ち、再起にも難渋することになる。

第三一六号 昭和五十五年一月二十九日受理
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ六ノ一東京食品販売国民健康保険組合理事 長 三田政吉
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三二〇号 昭和五十五年一月二十九日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 岡山市雄町五三ノ二 北沢正三 外四千九百九十名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第三二五号 昭和五十五年一月三十日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都調布市富士見町二ノ一七ノ三〇 田中晴子外十四名
紹介議員 田中寿美子君
一、個室付浴場業(トルコ風呂)が公認売春業化している現状を打破するため、個室付浴場業の法令上の根拠である公衆浴場法を改正して新規営業を禁止すること。
二、既存のトルコ風呂は経過措置として法施行一年後に営業をやめさせること。

理由 昭和三十一年五月に成立した売春防止法は、国家による売春否定宣言であり、公認売春との絶縁を

意志する画期的な文化立法であるが、にもかかわらずトルコ風呂は、公衆浴場法にその存在の基礎をおき、風俗営業等取締法で地域制限を受けながらその存在を黙認されたことは、売春業を公認し集娼地域の形成という結果を生じ、現在のようないくつかのちまたを再現させた。密室の個室浴場で異性の役務を提供する業態を法的に認めたことは、行政上、保証されたことを意味し、トルコ風呂はまさに「現代の公娼制度の様相を示している」。

第三二九号 昭和五十五年一月三十日受理
民間保育事業振興に関する請願(一通)

請願者 福岡県久留米市山本町耳納二、一〇六 深山園太外二万六千六百七十七名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第三三〇号 昭和五十五年一月三十日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都文京区本郷二ノ二六ノ一三 井口ビル内全国学童保育連絡協議会内 小野三千代外千九百九十九名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三三二一号 昭和五十五年一月三十日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区緑ヶ丘一ノ二二〇 光沢寺内 藤岡佐規子外二千八百六十六名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

紹介議員 細川 護照君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第三三三三三号 昭和五十五年一月三十日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡胆沢町若柳横沢原二四三 佐々木恒外千三百七十九名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第三三八八号 昭和五十五年一月三十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都文京区大塚四ノ二二ノ七 安藤紀治外四千四百四十名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三二五五号と同じである。

第三三九号 昭和五十五年一月三十一日受理
健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 京都市伏見区深草直達橋五丁目 平松三郎外四千九百三十四名
紹介議員 河田 賢治君

理由 第九十回臨時国会より継続審議となつた「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、昭和五十三年五月に国会に上程されて以来、国民各層の幅広い反対によつて、廃案と継続審議を繰り返して今日に至つたものである。政府は謙虚に国民の声に耳を傾けるべきであるにもかかわらず、本人・家族ともに薬剤の一部負担を設け、初診時患者負担及び保険料を大幅に引き上げ、入院時給食料相当額を新たに負担させることを内容とした健康保険法の改悪を強行しようとするのは健康保険の赤字を被保険者・患者・医療担当者の責任と犠牲で解決しようとするものであり、国民医療を大幅に

後退させるものである。

第三五八号 昭和五十五年一月三十一日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 秋田県由利郡象潟町八五 今野

真亮外一万二千九百九十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第三五九号 昭和五十五年一月三十一日受理

学童保育の制度化等に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阪南町三ノ六ノ一

一 浅尾長行外千九百九十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三六〇号 昭和五十五年一月三十一日受理

保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

社会福祉法人全国社会福祉協議会

内全国保育協議会内 岸登外六百

二十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 退職金共済契約（第三條―第二十三條）」を

（第三條―第九條）

（第一條―第七條）

する特例（第二十一條の二―第二十一條の四）

（第十三條）

第二條第一項中「常時雇用する従業員の数が三

百人（金融業若しくは保険業、不動産業、小売業

又はサービス業を主たる事業とする事業主につい

ては五十人、卸売業を主たる事業とする事業主につ

いては百人）をこえない」を「次の各号のいずれ

かに該当する」に改め、同項に次の各号を加え

る。

一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事

業主及び資本の額又は出資の総額が一億円以

する従業員数が五十人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が一千万円以下の法人であるもの

第二章第三條の前に次の節名を付する。

第一節 退職金共済契約の締結等

第四條第二項中「八百円以上一万円以下」を「千

二百円以上一万六千円以下」に改め、同条第三項

中「八百円を超え千円未満であるときは百円に整

数を乗じて得た額、千円」を「千二百円に改め、

千円に整数を乗じて得た額」の下に、「一万円を

超え一万六千円未満であるときは二千円に整数を

乗じて得た額」を加える。

第九條の次に次の節名を付する。

第二節 退職金等の支給

第十條第二項第一号中「中欄」を「第二欄」に、

「下欄」を「第三欄」に、「八倍」を「十二倍」に改め、

同項第二号中「八百円」を「千二百円」に、「同表の

下欄」を「別表第一の第三欄（掛金月額の変更にあ

つた場合において、退職金共済契約の効力が生じ

た日における掛金月額を超える掛金月額があるこ

き（掛金納付月数が二十四月未満である場合を除

く）は、その超える額については、その百円ごと

に、掛金の納付があつた月数に応じ同表の第四

欄」に改める。

第十三條第四項中「下欄」を「第三欄（掛金月額

の変更があつた場合において、退職金共済契約の効

力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額

があるとき（掛金納付月数が二十四月未満である

場合を除く）は、その超える額については、掛金

の納付があつた月数に応じ同表の第四欄」に改め

る。

第十七條の次に次の節名を付する。

第三節 掛金

第二十一條の次に次の一節及び節名を加える。

第四節 過去勤務期間の通算に関する特

例

（過去勤務期間の通算の申出等）

第二十一條の二 退職金共済契約の申込みを行

うとする者（その者の雇用する従業員について

現に退職金共済契約を締結しているものを除く）は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間（当該申込みを行うおととする者に雇入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三條第三項各号に掲げる者であつた期間のうち労働省令で定める期間を除いた期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）の月数（その月数が百二十月を超えるときは、百二十月）を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者についてしなければならない。

3 第一項の申出は、第二十一條の四第一項本文の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額（以下「過去勤務通算月額」という。）を定めて、しなければならない。

4 過去勤務通算月額は、掛金月額の推移等を考慮し、第四條第三項に規定する区分に準じて労働省令で定める額（千二百円以上の額とする。）のうちから、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を超えない範囲において定めなければならない。

5 第三項の規定により定められた過去勤務通算月額は、事業団が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後は、変更することができない。

（過去勤務掛金の納付）

第二十一條の三 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月（その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金

ついて」とあるのは、掛金月額及び過去勤務通算月額についてと、「掛金の納付があつた月額」とあるのは「掛金の納付があつた月額に過去勤務期間の月数を加えた月額」として、同項本文の規定により計算した場合に得られる額とす

円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。以下この号において同じ。）を加算した額とする。ただし、掛金納付月数が六十日以上である被共済者の退職金の額は、同項本文の規定により計算して得た

第八十三條第一項中「六十円以上三百円以下」を「百二十円以上四百五十円以下」に改める。

第九十四条第一項中「退職金共済契約の被共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで特定業種退職金共済契約の被共済者となり、か

この場合において、第一項中「第二号に掲げる場合にあつては退職金共済契約の被共済者でなくなつた時において退職したもの」とみなした場合」とあるのは「第二号に掲げる場合（第八十

二条第三項に規定する場合に該当する場合を除く。にあつては退職金共済契約の被共済者となつた時又は当該特定業種以外の特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた時において同条第一項第二号ハに該当したものとみなした場合と、「同条第一項ただし書」とあるのは「第十條第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第九十五條第一項第一号中「中欄」を「第二欄」に改める。
 第一百條第二項中「第九十四條第一項」を「第九十四條第一項第一号」に改める。
 附則第八條第一項中「別表第二」を「別表第四」に、「こえる」を「超える」に改める。
 別表第一を次のように改める。

別表第一(第十條、第十三條、第二十一條の四、第九十五條関係)

月数	金	額
一月	—	一〇〇円
二月	—	二〇〇円
三月	—	三〇〇円
四月	—	四〇〇円
五月	—	五〇〇円
六月	—	六〇〇円
七月	—	七〇〇円
八月	—	八〇〇円
九月	—	九〇〇円
一〇月	—	一、〇〇〇円
十一月	—	一、一〇〇円
十二月	四、三三〇円	一、二〇〇円
一月	五、〇四〇円	一、三〇〇円
二月	五、七六〇円	一、四〇〇円
三月	六、四八〇円	一、五〇〇円
四月	七、二〇〇円	一、六〇〇円
五月	八、〇四〇円	一、七〇〇円
六月	八、八八〇円	一、八〇〇円
七月	九、八四〇円	一、九〇〇円

二〇月	一〇、八〇〇円	九〇〇円	二、〇〇〇円
二一月	一一、八八〇円	九〇〇円	二、一〇〇円
二二月	一二、九六〇円	一、〇八〇円	二、二〇〇円
二三月	一四、〇四〇円	一、一七〇円	二、三〇〇円
二四月	二八、八〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円
二五月	三〇、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
二六月	三一、二〇〇円	二、六〇〇円	二、六〇〇円
二七月	三二、四〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円
二八月	三三、六〇〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円
二九月	三四、八〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円
三〇月	三六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
三一月	三七、二〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
三二月	三八、四〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
三三月	三九、六〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
三四月	四〇、八〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円
三五月	四二、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円
三六月	四五、四七〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
三七月	四六、七四〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円
三八月	四八、〇〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円
三九月	四九、二六〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円
四〇月	五〇、五三〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円
四一月	五一、七九〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円
四二月	五三、〇五〇円	四、二〇〇円	四、二〇〇円
四三月	五五、〇七〇円	四、三六〇円	四、三〇〇円
四四月	五七、〇九〇円	四、五二〇円	四、四三〇円
四五月	五九、一二〇円	四、六八〇円	四、五九〇円
四六月	六一、一四〇円	四、八四〇円	四、七四〇円

七月	六三、一六〇円	五、〇〇〇円	四、九〇〇円
四月	六五、一八〇円	五、一六〇円	五、〇六〇円
四月	六七、二〇〇円	五、三二〇円	五、二二〇円
五月	六九、二二〇円	五、四八〇円	五、三七〇円
五月	七一、二四〇円	五、六四〇円	五、五三〇円
五月	七三、一四〇円	五、七九〇円	五、六七〇円
五月	七五、〇三〇円	五、九四〇円	五、八二〇円
五月	七六、九三〇円	六、〇九〇円	五、九七〇円
五月	七八、六九〇円	六、二三〇円	六、一一〇円
五月	八〇、四六〇円	六、三七〇円	六、二四〇円
五月	八二、二三〇円	六、五一〇円	六、三八〇円
五月	八四、〇〇〇円	六、六五〇円	六、五二〇円
五月	八五、七七〇円	六、七九〇円	六、六五〇円
五月	八七、五四〇円	六、九三〇円	六、七九〇円
六月	八九、三一〇円	七、〇七〇円	六、九三〇円
六月	九一、〇七〇円	七、二一〇円	七、〇七〇円
六月	九二、八四〇円	七、三五〇円	七、二〇〇円
六月	九四、六一〇円	七、四九〇円	七、三四〇円
六月	九六、三八〇円	七、六三〇円	七、四八〇円
六月	九八、一五〇円	七、七七〇円	七、六一〇円
六月	一〇〇、一七〇円	七、九三〇円	七、七七〇円
六月	一〇二、一九〇円	八、〇九〇円	七、九三〇円
六月	一〇四、二二〇円	八、二五〇円	八、〇九〇円
七月	一〇六、二三〇円	八、四一〇円	八、二四〇円
七月	一〇八、二五〇円	八、五七〇円	八、四〇〇円
七月	一一〇、二七〇円	八、七三〇円	八、五六〇円
七月	一一二、四二〇円	八、九〇〇円	八、七二〇円

七月	一二四、五七〇円	九、〇七〇円	八、八九〇円
七月	一二六、七二〇円	九、二四〇円	九、〇六〇円
七月	一二八、八六〇円	九、四一〇円	九、二二〇円
七月	一二一、〇一〇円	九、五八〇円	九、三九〇円
七月	一二三、一六〇円	九、七五〇円	九、五六〇円
七月	一二五、四三〇円	九、九三〇円	九、七三〇円
八月	一二七、七一〇円	一〇、一一〇円	九、九一〇円
八月	一二九、九八〇円	一〇、二九〇円	一〇、〇八〇円
八月	一三二、二五〇円	一〇、四七〇円	一〇、二六〇円
八月	一三四、五三〇円	一〇、六五〇円	一〇、四四〇円
八月	一三六、八〇〇円	一〇、八三〇円	一〇、六一〇円
八月	一三九、〇七〇円	一一、〇一〇円	一〇、七九〇円
八月	一四一、三五〇円	一一、一九〇円	一〇、九七〇円
八月	一四三、六二〇円	一一、三七〇円	一一、一四〇円
八月	一四五、八九〇円	一一、五五〇円	一一、三二〇円
八月	一四八、一七〇円	一一、七三〇円	一一、五〇〇円
九月	一五〇、四四〇円	一一、九一〇円	一一、六七〇円
九月	一五二、九七〇円	一二、一一〇円	一二、八七〇円
九月	一五五、四九〇円	一二、三二〇円	一二、〇六〇円
九月	一五八、〇二〇円	一二、五二〇円	一二、二六〇円
九月	一六〇、五五〇円	一二、七二〇円	一二、四六〇円
九月	一六三、〇七〇円	一二、九二〇円	一二、六五〇円
九月	一六五、六〇〇円	一三、一一〇円	一二、八五〇円
九月	一六八、一三〇円	一三、三二〇円	一三、〇四〇円
九月	一七〇、六五〇円	一三、五一〇円	一三、二四〇円
九月	一七三、一八〇円	一三、七二〇円	一三、四四〇円
一〇月	一七五、七一〇円	一三、九二〇円	一三、六三〇円

一〇一月	一七八、三六〇円	一四、一二〇円	一三、八四〇円
一〇二月	一八一、〇一〇円	一四、三三〇円	一四、〇四〇円
一〇三月	一八三、七九〇円	一四、五五〇円	一四、二六〇円
一〇四月	一八六、五七〇円	一四、七七〇円	一四、四七〇円
一〇五月	一八九、三五〇円	一四、九九〇円	一四、六九〇円
一〇六月	一九二、一三〇円	一五、二一〇円	一四、九一〇円
一〇七月	一九四、九一〇円	一五、四三〇円	一五、一二〇円
一〇八月	一九七、六八〇円	一五、六五〇円	一五、三四〇円
一〇九月	二〇〇、四六〇円	一五、八七〇円	一五、五五〇円
一一〇月	二〇三、二四〇円	一六、〇九〇円	一五、七七〇円
一一一月	二〇六、〇二〇円	一六、三一〇円	一五、九八〇円
一一二月	二〇八、八〇〇円	一六、五三〇円	一六、二〇〇円
一一三月	二一一、五八〇円	一六、七五〇円	一六、四二〇円
一一四月	二二四、三六〇円	一六、九七〇円	一六、六三〇円
一一五月	二二七、一四〇円	一七、一九〇円	一六、八五〇円
一一六月	二二九、九二〇円	一七、四一〇円	一七、〇六〇円
一一七月	二三二、六九〇円	一七、六三〇円	一七、二八〇円
一一八月	二三五、四七〇円	一七、八五〇円	一七、四九〇円
一一九月	二三八、二五〇円	一八、〇七〇円	一七、七一〇円
一二〇月	二四三、八七〇円	一八、二九〇円	一七、九二〇円
一二一月	二四六、八〇〇円	一八、五一〇円	一八、一四〇円
一二二月	二四九、七三〇円	一八、七三〇円	一八、三六〇円
一二三月	二五二、六七〇円	一八、九五〇円	一八、五七〇円
一二四月	二五五、六〇〇円	一九、一七〇円	一八、七九〇円
一二五月	二五八、五三〇円	一九、三九〇円	一九、〇〇〇円
一二六月	二六一、四七〇円	一九、六一〇円	一九、二二〇円
一二七月	二六四、四〇〇円	一九、八三〇円	一九、四三〇円

一二八月	二六七、三三〇円	二〇、〇五〇円	一九、六五〇円
一二九月	二七〇、二七〇円	二〇、二七〇円	一九、八六〇円
一三〇月	二七三、二〇〇円	二〇、四九〇円	二〇、〇八〇円
一三一月	二七六、一三〇円	二〇、七一〇円	二〇、三〇〇円
一三二月	二七九、〇七〇円	二〇、九三〇円	二〇、五一〇円
一三三月	二八二、一三〇円	二一、一六〇円	二〇、七四〇円
一三四月	二八五、二〇〇円	二一、三九〇円	二〇、九六〇円
一三五月	二八八、二七〇円	二一、六二〇円	二一、一九〇円
一三六月	二九一、三三〇円	二一、八五〇円	二一、四一〇円
一三七月	二九四、四〇〇円	二二、〇八〇円	二一、六四〇円
一三八月	二九七、四七〇円	二二、三一〇円	二一、八六〇円
一三九月	三〇〇、五三〇円	二二、五四〇円	二二、〇九〇円
一四〇月	三〇三、六〇〇円	二二、七七〇円	二二、三一〇円
一四一月	三〇六、六七〇円	二二、〇〇〇円	二二、五四〇円
一四二月	三〇九、七三〇円	二二、二三〇円	二二、七七〇円
一四三月	三一二、八〇〇円	二二、四六〇円	二二、九九〇円
一四四月	三一五、八七〇円	二二、六九〇円	二三、一二〇円
一四五月	三一八、九三〇円	二三、九二〇円	二三、四四〇円
一四六月	三二一、〇〇〇円	二四、一五〇円	二三、六七〇円
一四七月	三二五、〇七〇円	二四、三八〇円	二三、八九〇円
一四八月	三二八、一三〇円	二四、六一〇円	二四、一一〇円
一四九月	三三一、二〇〇円	二四、八四〇円	二四、三四〇円
一五〇月	三三四、二七〇円	二五、〇七〇円	二四、五七〇円
一五一月	三三八、〇〇〇円	二五、三五〇円	二四、八四〇円
一五二月	三四一、七三〇円	二五、六三〇円	二五、一二〇円
一五三月	三四五、四七〇円	二五、九一〇円	二五、三九〇円
一五四月	三四九、二〇〇円	二六、一九〇円	二五、六七〇円

一五五月	三五二、九三〇円	二六、四七〇円	一五、九四〇円
一五六月	三五六、六七〇円	二六、七五〇円	一六、二二〇円
一五七月	三六〇、四〇〇円	二七、〇三〇円	一六、四九〇円
一五八月	三六四、一三〇円	二七、三二〇円	一六、七六〇円
一五九月	三六七、八七〇円	二七、五九〇円	一七、〇四〇円
一六〇月	三七一、六〇〇円	二七、八七〇円	一七、三一〇円
一六一月	三七五、三三〇円	二八、一五〇円	一七、五九〇円
一六二月	三七九、〇七〇円	二八、四三〇円	一七、八六〇円
一六三月	三八一、八〇〇円	二八、七一〇円	一八、一四〇円
一六四月	三八六、五三〇円	二八、九九〇円	一八、四一〇円
一六五月	三九〇、二七〇円	二九、二七〇円	一八、六八〇円
一六六月	三九四、〇〇〇円	二九、五五〇円	一八、九六〇円
一六七月	三九七、七三〇円	二九、八三〇円	一九、二三〇円
一六八月	四〇一、四七〇円	三〇、一一〇円	一九、五一〇円
一六九月	四〇五、二〇〇円	三〇、三九〇円	一九、七八〇円
一七〇月	四〇八、九三〇円	三〇、六七〇円	三〇、〇六〇円
一七一〇月	四一二、六七〇円	三〇、九五〇円	三〇、三三〇円
一七二〇月	四一六、四〇〇円	三一、二三〇円	三〇、六一〇円
一七三〇月	四二〇、一三〇円	三一、五一〇円	三〇、八八〇円
一七四〇月	四二三、八七〇円	三一、七九〇円	三一、一五〇円
一七五〇月	四二七、六〇〇円	三一、〇七〇円	三一、四三〇円
一七六〇月	四三一、三三〇円	三一、三五〇円	三一、七〇〇円
一七七〇月	四三五、〇七〇円	三一、六三〇円	三一、九八〇円
一七八〇月	四三八、八〇〇円	三一、九一〇円	三二、二五〇円
一七九〇月	四四二、五三〇円	三二、一九〇円	三二、五三〇円
一八〇〇月	四四六、二七〇円	三二、四七〇円	三二、八〇〇円
一八一〇月	四五〇、〇〇〇円	三二、七五〇円	三三、〇八〇円

一八二月	四五三、七三〇円	三四、〇三〇円	三三、三五〇円
一八三月	四五七、四七〇円	三四、三一〇円	三三、六二〇円
一八四〇月	四六一、三三〇円	三四、六〇〇円	三三、九一〇円
一八五〇月	四六五、二〇〇円	三四、八九〇円	三四、一九〇円
一八六〇月	四六九、〇七〇円	三五、一八〇円	三四、四八〇円
一八七〇月	四七二、九三〇円	三五、四七〇円	三四、七六〇円
一八八〇月	四七六、八〇〇円	三五、七六〇円	三五、〇四〇円
一八九〇月	四八〇、六七〇円	三六、〇五〇円	三五、三三〇円
一九〇〇月	四八四、五三〇円	三六、三四〇円	三五、六一〇円
一九一〇月	四八八、四〇〇円	三六、六三〇円	三五、九〇〇円
一九二〇月	四九二、二七〇円	三六、九二〇円	三六、一八〇円
一九三〇月	四九六、一四〇円	三七、二一〇円	三六、四八〇円
一九四〇月	五〇〇、〇一〇円	三七、五〇〇円	三六、七七〇円
一九五〇月	五〇四、二七〇円	三七、八〇〇円	三七、〇六〇円
一九六〇月	五〇八、二七〇円	三八、一一〇円	三七、三六〇円
一九七〇月	五一二、二七〇円	三八、四二〇円	三七、六五〇円
一九八〇月	五一六、二七〇円	三八、七二〇円	三七、九五〇円
一九九〇月	五二〇、二七〇円	三九、〇二〇円	三八、二四〇円
二〇〇〇月	五二四、四〇〇円	三九、三三〇円	三八、五四〇円
二〇一〇月	五二八、五三〇円	三九、六四〇円	三八、八五〇円
二〇二〇月	五三二、六七〇円	三九、九五〇円	三九、一五〇円
二〇三〇月	五三六、八〇〇円	四〇、二六〇円	三九、四五〇円
二〇四〇月	五四〇、九三〇円	四〇、五七〇円	三九、七六〇円
二〇五〇月	五四五、〇七〇円	四〇、八八〇円	四〇、〇六〇円
二〇六〇月	五四九、三三〇円	四一、二〇〇円	四〇、三八〇円
二〇七〇月	五五三、六〇〇円	四一、五二〇円	四〇、六九〇円
二〇八〇月	五五七、八七〇円	四一、八四〇円	四一、〇〇〇円

二〇九月	五六二、一三〇円	四一、一六〇円	四一、三三〇円
二二〇月	五六六、四〇〇円	四一、四八〇円	四一、六三〇円
二二一月	五七〇、六七〇円	四一、八〇〇円	四一、九四〇円
二二二月	五七五、〇七〇円	四一、一三〇円	四一、二七〇円
二二三月	五七九、四七〇円	四一、四六〇円	四一、五九〇円
二二四月	五八三、八七〇円	四一、七九〇円	四一、九一〇円
二二五月	五八八、二七〇円	四一、一一〇円	四一、二四〇円
二二六月	五九二、六七〇円	四一、四五〇円	四一、五六〇円
二二七月	五九七、〇七〇円	四一、七八〇円	四一、八八〇円
二二八月	六〇一、四七〇円	四一、一一〇円	四一、二二〇円
二二九月	六〇六、〇〇〇円	四一、四五〇円	四一、五四〇円
二三〇月	六〇一、五三〇円	四一、七九〇円	四一、八七〇円
二三一〇月	六〇五、〇七〇円	四一、一三〇円	四一、二二〇円
二三二〇月	六〇九、六〇〇円	四一、四七〇円	四一、五四〇円
二三三〇月	六一四、一三〇円	四一、八一〇円	四一、八七〇円
二三四〇月	六一八、六七〇円	四一、一五〇円	四一、二二〇円
二三五〇月	六二三、三三〇円	四一、五〇〇円	四一、五五〇円
二三六〇月	六三八、〇〇〇円	四一、八五〇円	四一、八九〇円
二三七〇月	六四二、六七〇円	四一、二〇〇円	四一、二四〇円
二三八〇月	六四七、三三〇円	四一、五五〇円	四一、五八〇円
二三九〇月	六五二、〇〇〇円	四一、九〇〇円	四一、九二〇円
二四〇〇月	六五六、八〇〇円	四一、二六〇円	四一、二七〇円
二四一〇月	六六一、六〇〇円	四一、六二〇円	四一、六三〇円
二四二〇月	六六六、四〇〇円	四一、九八〇円	四一、九八〇円
二四三〇月	六七一、二〇〇円	四一、三四〇円	四一、三三〇円
二四四〇月	六七六、〇〇〇円	四一、七〇〇円	四一、六九〇円
二四五〇月	六八〇、八〇〇円	四一、〇六〇円	四一、〇四〇円

一三六〇月	六八五、六〇〇円	五一、四二〇円	五一、三九〇円
一三七〇月	六九〇、五三〇円	五一、七九〇円	五一、七五〇円
一三八〇月	六九五、四七〇円	五一、一六〇円	五一、一二〇円
一三九〇月	七〇〇、四〇〇円	五一、五三〇円	五一、四八〇円
一四〇〇月	七〇五、三三〇円	五一、九〇〇円	五一、八四〇円
一四一〇月	七一〇、四〇〇円	五二、二八〇円	五二、二二〇円
一四二〇月	七一五、四七〇円	五二、六六〇円	五二、五九〇円
一四三〇月	七二〇、五三〇円	五三、〇四〇円	五三、九六〇円
一四四〇月	七二五、六〇〇円	五三、四二〇円	五三、三三〇円
一四五〇月	七三〇、六七〇円	五三、八〇〇円	五三、七〇〇円
一四六〇月	七三五、七三〇円	五四、一八〇円	五四、〇八〇円
一四七〇月	七四〇、九三〇円	五四、五七〇円	五四、四六〇円
一四八〇月	七四六、一三〇円	五四、九六〇円	五四、八四〇円
一四九〇月	七五一、三三〇円	五五、三五〇円	五五、二二〇円
一五〇〇月	七五六、五三〇円	五五、七四〇円	五五、六一〇円
一五一〇月	七六一、七三〇円	五五、一一〇円	五五、九九〇円
一五二〇月	七六六、九三〇円	五五、五二〇円	五五、三七〇円
一五三〇月	七七二、二七〇円	五五、九二〇円	五五、七六〇円
一五四〇月	七七七、六〇〇円	五五、三三〇円	五五、一五〇円
一五五〇月	七八二、九三〇円	五五、七二〇円	五五、五五〇円
一五六〇月	七八八、二七〇円	五五、一一〇円	五五、九四〇円
一五七〇月	七九三、六〇〇円	五五、五二〇円	五五、三三〇円
一五八〇月	七九八、九三〇円	五五、九二〇円	五五、七二〇円
一五九〇月	八〇四、四〇〇円	五五、三三〇円	五五、一一〇円
一六〇〇月	八〇九、八七〇円	五五、七四〇円	五五、五三〇円
一六一〇月	八一五、三三〇円	五五、一五〇円	五五、九三〇円
一六二〇月	八二〇、八〇〇円	五五、五六〇円	五五、三三〇円

二六三月	八二六、四〇〇円	六一、九八〇円	六〇、七四〇円
二六四月	八三三、〇〇〇円	六二、四〇〇円	六一、一五〇円
二六五月	八三七、六〇〇円	六二、八二〇円	六一、五六〇円
二六六月	八四三、二〇〇円	六三、二四〇円	六一、九八〇円
二六七月	八四八、九三〇円	六三、六七〇円	六一、四〇〇円
二六八月	八五四、六七〇円	六四、一〇〇円	六一、八二〇円
二六九月	八六〇、四〇〇円	六四、五三〇円	六三、二四〇円
二七〇月	八六六、一三〇円	六四、九六〇円	六三、六六〇円
二七一月	八七一、八七〇円	六五、三九〇円	六四、〇八〇円
二七二月	八七七、七三〇円	六五、八三〇円	六四、五一〇円
二七三月	八八三、六〇〇円	六六、二七〇円	六四、九四〇円
二七四月	八八九、四七〇円	六六、七一〇円	六五、三八〇円
二七五月	八九五、三三〇円	六七、一五〇円	六五、八一〇円
二七六月	九〇一、二〇〇円	六七、五九〇円	六六、二四〇円
二七七月	九〇七、二〇〇円	六八、〇四〇円	六六、六八〇円
二七八月	九一三、二〇〇円	六八、四九〇円	六七、一二〇円
二七九月	九一九、二〇〇円	六八、九四〇円	六七、五六〇円
二八〇月	九二五、二〇〇円	六九、三九〇円	六八、〇〇〇円
二八一月	九三一、二〇〇円	六九、八四〇円	六八、四四〇円
二八二月	九三七、二〇〇円	七〇、二九〇円	六八、八八〇円
二八三月	九四三、三三〇円	七〇、七五〇円	六九、三四〇円
二八四月	九四九、四七〇円	七一、二一〇円	六九、七九〇円
二八五月	九五五、六〇〇円	七一、六七〇円	七〇、二四〇円
二八六月	九六一、八七〇円	七二、一四〇円	七〇、七〇〇円
二八七月	九六八、一三〇円	七二、六一〇円	七一、一六〇円
二八八月	九七四、四〇〇円	七三、〇八〇円	七一、六二〇円
二八九月	九八〇、六七〇円	七三、五五〇円	七二、〇八〇円

二九〇月	九八七、〇七〇円	七四、〇三〇円	七二、五五〇円
二九一月	九九三、四七〇円	七四、五一〇円	七三、〇二〇円
二九二月	九九九、八七〇円	七四、九九〇円	七三、四九〇円
二九三月	一、〇〇六、二七〇円	七五、四七〇円	七三、九六〇円
二九四月	一、〇一二、六七〇円	七五、九五〇円	七四、四三〇円
二九五月	一、〇一九、二〇〇円	七六、四四〇円	七四、九一〇円
二九六月	一、〇二五、七三〇円	七六、九三〇円	七五、三九〇円
二九七月	一、〇三二、二七〇円	七七、四二〇円	七五、八七〇円
二九八月	一、〇三八、八〇〇円	七七、九一〇円	七六、三五〇円
二九九月	一、〇四五、三三〇円	七八、四〇〇円	七六、八三〇円
三〇〇月	一、〇五二、〇〇〇円	七八、九〇〇円	七七、三一〇円
三〇一月	一、〇五八、六七〇円	七九、四〇〇円	七七、八一〇円
三〇二月	一、〇六五、三三〇円	七九、九〇〇円	七八、三〇〇円
三〇三月	一、〇七二、一三〇円	八〇、四一〇円	七八、八〇〇円
三〇四月	一、〇七八、九三〇円	八〇、九二〇円	七九、三〇〇円
三〇五月	一、〇八五、七三〇円	八一、四三〇円	七九、八〇〇円
三〇六月	一、〇九二、五三〇円	八一、九四〇円	八〇、三〇〇円
三〇七月	一、〇九九、四七〇円	八二、四六〇円	八〇、八一〇円
三〇八月	一、一〇六、四〇〇円	八二、九八〇円	八一、三一〇円
三〇九月	一、一一三、三三〇円	八三、五〇〇円	八一、八三〇円
三一〇月	一、一二〇、二七〇円	八四、〇二〇円	八二、三四〇円
三一一月	一、一二七、三三〇円	八四、五五〇円	八二、八六〇円
三一二月	一、一三四、四〇〇円	八五、〇八〇円	八三、三八〇円
三一三月	一、一四一、四七〇円	八五、六一〇円	八三、九〇〇円
三一四月	一、一四八、五三〇円	八六、一四〇円	八四、四二〇円
三一五月	一、一五五、七三〇円	八六、六八〇円	八四、九五〇円
三一六月	一、一六二、九三〇円	八七、二二〇円	八五、四八〇円

三二七月	一、一七〇、一三〇円	八七、七六〇円	八六、〇〇〇円
三二八月	一、一七七、三三〇円	八八、三〇〇円	八六、五三〇円
三二九月	一、一八四、六七〇円	八八、八五〇円	八七、〇七〇円
三三〇月	一、一九二、〇〇〇円	八九、四〇〇円	八七、六一〇円
三三一月	一、一九九、三三〇円	八九、九五〇円	八八、一五〇円
三三二月	一、二〇六、六七〇円	九〇、五〇〇円	八八、六九〇円
三三三月	一、二一四、一三〇円	九一、〇六〇円	八九、二四〇円
三三四月	一、二二一、六〇〇円	九一、六二〇円	八九、七九〇円
三三五月	一、二二九、〇七〇円	九二、一八〇円	九〇、三四〇円
三三六月	一、二三六、六七〇円	九二、七五〇円	九〇、九〇〇円
三三七月	一、二四四、二七〇円	九三、三二〇円	九一、四五〇円
三三八月	一、二五一、八七〇円	九三、八九〇円	九二、〇一〇円
三三九月	一、二五九、四七〇円	九四、四六〇円	九二、五七〇円
三三〇月	一、二六七、二〇〇円	九五、〇四〇円	九三、一四〇円
三三一月	一、二七四、九三〇円	九五、六二〇円	九三、七一〇円
三三二月	一、二八二、六七〇円	九六、二〇〇円	九四、二八〇円
三三三月	一、二九〇、四〇〇円	九六、七八〇円	九四、八四〇円
三三四月	一、二九八、二七〇円	九七、三七〇円	九五、四二〇円
三三五月	一、三〇六、一三〇円	九七、九六〇円	九六、〇〇〇円
三三六月	一、三一四、〇〇〇円	九八、五五〇円	九六、五八〇円
三三七月	一、三二二、〇〇〇円	九九、一五〇円	九七、一七〇円
三三八月	一、三三〇、〇〇〇円	九九、七五〇円	九七、七六〇円
三三九月	一、三三八、〇〇〇円	一〇〇、三五〇円	九八、三四〇円
三四〇月	一、三四六、一三〇円	一〇〇、九六〇円	九八、九四〇円
三四一月	一、三五四、二七〇円	一〇一、五七〇円	九九、五四〇円
三四二月	一、三六二、四〇〇円	一〇二、一八〇円	一〇〇、一四〇円
三四三月	一、三七〇、五三〇円	一〇二、七九〇円	一〇〇、七三〇円
三四四月	一、三七八、八〇〇円	一〇三、四一〇円	一〇一、三四〇円
三四五月	一、三八七、〇七〇円	一〇四、〇三〇円	一〇一、九五〇円
三四六月	一、三九五、三三〇円	一〇四、六五〇円	一〇二、五六〇円
三四七月	一、四〇三、六〇〇円	一〇五、二七〇円	一〇三、一六〇円
三四八月	一、四一一、〇〇〇円	一〇五、九〇〇円	一〇三、七八〇円
三四九月	一、四二〇、四〇〇円	一〇六、五三〇円	一〇四、四〇〇円
三四〇月	一、四二八、八〇〇円	一〇七、一六〇円	一〇五、〇二〇円
三五一月	一、四三七、三三〇円	一〇七、八〇〇円	一〇五、六四〇円
三五二月	一、四四五、八七〇円	一〇八、四四〇円	一〇六、二七〇円
三五三月	一、四五四、五三〇円	一〇九、〇九〇円	一〇六、九一〇円
三五四月	一、四六三、二〇〇円	一〇九、七四〇円	一〇七、五五〇円
三五五月	一、四七一、八七〇円	一一〇、三九〇円	一〇八、一八〇円
三五六月	一、四八〇、六七〇円	一一一、〇五〇円	一〇八、八三〇円
三五七月	一、四八九、四七〇円	一一一、七一〇円	一〇九、四八〇円
三五八月	一、四九八、二七〇円	一一二、三七〇円	一一〇、一二〇円
三五九月	一、五〇七、〇七〇円	一一三、〇三〇円	一一〇、七七〇円
三六〇月	一、五一六、〇〇〇円	一一三、七〇〇円	一一一、四三〇円
三六一月	一、五二四、九三〇円	一一四、三七〇円	一一二、〇八〇円
三六二月	一、五三三、八七〇円	一一五、〇四〇円	一一二、七四〇円
三六三月	一、五四二、九三〇円	一一五、七二〇円	一一三、四一〇円
三六四月	一、五五二、〇〇〇円	一一六、四〇〇円	一一四、〇七〇円
三六五月	一、五六一、〇七〇円	一一七、〇八〇円	一一四、七四〇円
三六六月	一、五七〇、二七〇円	一一七、七七〇円	一一五、四一〇円
三六七月	一、五七九、四七〇円	一一八、四六〇円	一一六、〇九〇円
三六八月	一、五八八、六七〇円	一一九、一五〇円	一一六、七七〇円
三六九月	一、五九八、〇〇〇円	一二九、八五〇円	一一七、四五〇円
三七〇月	一、六〇七、三三〇円	一二〇、五五〇円	一一八、一四〇円

三七一月	一、六六六、六七〇円	一二一、二五〇円	一二八、八三〇円
三七二月	一、六二六、一三〇円	一二一、九六〇円	一二九、五二〇円
三七三月	一、六三五、六〇〇円	一二三、六七〇円	一二〇、二二〇円
三七四月	一、六四五、〇七〇円	一二三、三八〇円	一二〇、九一〇円
三七五月	一、六五四、六七〇円	一二四、一〇〇円	一二一、六二〇円
三七六月	一、六六四、二七〇円	一二四、八二〇円	一二三、三二〇円
三七七月	一、六七三、八七〇円	一二五、五四〇円	一二三、〇三〇円
三七八月	一、六八三、六〇〇円	一二六、二七〇円	一二三、七四〇円
三七九月	一、六九三、三三〇円	一二七、〇〇〇円	一二四、四六〇円
三八〇月	一、七〇三、〇七〇円	一二七、七三〇円	一二五、一八〇円
三八一月	一、七一一、九三〇円	一二八、四七〇円	一二五、九〇〇円
三八二月	一、七二三、八〇〇円	一二九、二二〇円	一二六、六三〇円
三八三月	一、七三三、八〇〇円	一二九、九六〇円	一二七、三六〇円
三八四月	一、七四二、八〇〇円	一三〇、七二〇円	一二八、一〇〇円
三八五月	一、七五一、八〇〇円	一三一、四六〇円	一二八、八三〇円
三八六月	一、七六一、九三〇円	一三一、二二〇円	一二九、五八〇円
三八七月	一、七七三、〇七〇円	一三一、九八〇円	一三〇、三二〇円
三八八月	一、七八三、三三〇円	一三三、七五〇円	一三一、〇八〇円
三八九月	一、七九三、六〇〇円	一三四、五二〇円	一三一、八三〇円
三九〇月	一、八〇三、八七〇円	一三五、二九〇円	一三一、五八〇円
三九一月	一、八一四、二七〇円	一三六、〇七〇円	一三三、三五〇円
三九二月	一、八二四、六七〇円	一三六、八五〇円	一三四、一一〇円
三九三月	一、八三五、〇七〇円	一三七、六三〇円	一三四、八八〇円
三九四月	一、八四五、四七〇円	一三八、四一〇円	一三五、六四〇円
三九五月	一、八五六、〇〇〇円	一三九、二〇〇円	一三六、四二〇円
三九六月	一、八六六、五三〇円	一三九、九九〇円	一三七、一九〇円
三九七月	一、八七七、二〇〇円	一四〇、七九〇円	一三七、九七〇円

三九八月	一、八八七、八七〇円	一四一、五九〇円	一三八、七六〇円
三九九月	一、八九八、六七〇円	一四二、四〇〇円	一三九、五五〇円
四〇〇月	一、九〇九、四七〇円	一四三、二一〇円	一四〇、三五〇円
四〇一月	一、九二〇、二七〇円	一四四、〇二〇円	一四一、一四〇円
四〇二月	一、九三一、二〇〇円	一四四、八四〇円	一四一、九四〇円
四〇三月	一、九四二、一三〇円	一四五、六六〇円	一四二、七五〇円
四〇四月	一、九五三、二〇〇円	一四六、四九〇円	一四三、五六〇円
四〇五月	一、九六四、二七〇円	一四七、三二〇円	一四四、三七〇円
四〇六月	一、九七五、三三〇円	一四八、一五〇円	一四五、一九〇円
四〇七月	一、九八六、五三〇円	一四八、九九〇円	一四六、〇一〇円
四〇八月	一、九九七、七三〇円	一四九、八三〇円	一四六、八三〇円
四〇九月	二、〇〇九、〇七〇円	一五〇、六八〇円	一四七、六七〇円
四一〇月	二、〇二〇、四〇〇円	一五一、五三〇円	一四八、五〇〇円
四一一月	二、〇三一、七三〇円	一五二、三八〇円	一四九、三三〇円
四一二月	二、〇四三、二〇〇円	一五三、二四〇円	一五〇、一八〇円
四一三月	二、〇五四、六七〇円	一五四、一〇〇円	一五〇、〇二〇円
四一四月	二、〇六六、二七〇円	一五四、九七〇円	一五一、八七〇円
四一五月	二、〇七七、八七〇円	一五五、八四〇円	一五二、七二〇円
四一六月	二、〇八九、六〇〇円	一五六、七二〇円	一五三、五九〇円
四一七月	二、一〇一、三三〇円	一五七、六〇〇円	一五四、四五〇円
四一八月	二、一一三、〇七〇円	一五八、四八〇円	一五五、三一〇円
四一九月	二、一二四、九三〇円	一五九、三七〇円	一五六、一八〇円
四二〇月	二、一三六、八〇〇円	一六〇、二六〇円	一五七、〇五〇円
四二一月	二、一四八、八〇〇円	一六一、一六〇円	一五七、九四〇円
四二二月	二、一六〇、八〇〇円	一六二、〇六〇円	一五八、八二〇円
四二三月	二、一七二、九三〇円	一六二、九七〇円	一五九、七一〇円
四二四月	二、一八五、〇七〇円	一六三、八八〇円	一六〇、六〇〇円

四二五月	二、一九七、二〇〇円	一六四、七九〇円	一六一、四九〇円
四二六月	二、二〇九、四七〇円	一六五、七二〇円	一六二、四〇〇円
四二七月	二、二二一、七三〇円	一六六、六三〇円	一六三、三〇〇円
四二八月	二、二三四、一三〇円	一六七、五六〇円	一六四、二二〇円
四二九月	二、二四六、五三〇円	一六八、四九〇円	一六五、一二〇円
四三〇月	二、二五九、〇七〇円	一六九、四三〇円	一六六、〇四〇円
四三一〇月	二、二七一、六〇〇円	一七〇、三七〇円	一六六、九六〇円
四三二〇月	二、二八四、一三〇円	一七一、三一〇円	一六七、八八〇円
四三三〇月	二、二九六、八〇〇円	一七二、二六〇円	一六八、八一〇円
四三四〇月	二、三〇九、六〇〇円	一七三、二二〇円	一六九、七六〇円
四三五〇月	二、三二一、四〇〇円	一七四、一八〇円	一七〇、七〇〇円
四三六〇月	二、三三五、三三〇円	一七五、一五〇円	一七一、六五〇円
四三七〇月	二、三四八、二七〇円	一七六、一二〇円	一七二、六〇〇円
四三八〇月	二、三六一、二〇〇円	一七七、〇九〇円	一七三、五五〇円
四三九〇月	二、三七四、二七〇円	一七八、〇七〇円	一七四、五一〇円
四四〇〇月	二、三八七、三三〇円	一七九、〇五〇円	一七五、四七〇円
四四一〇月	二、四〇〇、五三〇円	一八〇、〇四〇円	一七六、四四〇円
四四二〇月	二、四一三、七三〇円	一八一、〇三〇円	一七七、四一〇円
四四三〇月	二、四二七、〇七〇円	一八二、〇三〇円	一七八、三九〇円
四四四〇月	二、四四〇、四〇〇円	一八三、〇三〇円	一七九、三七〇円
四四五〇月	二、四五三、八七〇円	一八四、〇四〇円	一八〇、三六〇円
四四六〇月	二、四六七、三三〇円	一八五、〇五〇円	一八一、三五〇円
四四七〇月	二、四八〇、九三〇円	一八六、〇七〇円	一八二、三五〇円
四四八〇月	二、四九四、五三〇円	一八七、〇九〇円	一八三、三五〇円
四四九〇月	二、五〇八、二七〇円	一八八、一二〇円	一八四、三六〇円
四五〇〇月	二、五二一、〇〇〇円	一八九、一五〇円	一八五、三七〇円
四五一〇月	二、五三五、八七〇円	一九〇、一九〇円	一八六、三九〇円
四五二〇月	二、五四九、七三〇円	一九一、二三〇円	一八七、四一〇円
四五三〇月	二、五六三、七三〇円	一九二、二八〇円	一八八、四三〇円
四五四〇月	二、五七七、七三〇円	一九三、三三〇円	一八九、四六〇円
四五五〇月	二、五九一、八七〇円	一九四、三九〇円	一九〇、五〇〇円
四五六〇月	二、六〇六、〇〇〇円	一九五、四五〇円	一九一、五四〇円
四五七〇月	二、六二〇、二七〇円	一九六、五二〇円	一九二、五九〇円
四五八〇月	二、六三四、五三〇円	一九七、五九〇円	一九三、六四〇円
四五九〇月	二、六四八、九三〇円	一九八、六七〇円	一九四、七〇〇円
四六〇〇月	二、六六三、三三〇円	一九九、七五〇円	一九五、七六〇円
四六一〇月	二、六七七、八七〇円	二〇〇、八四〇円	一九六、八二〇円
四六二〇月	二、六九二、五三〇円	二〇一、九四〇円	一九七、九〇〇円
四六三〇月	二、七〇七、二〇〇円	二〇三、〇四〇円	一九八、九八〇円
四六四〇月	二、七二二、〇〇〇円	二〇四、一五〇円	一九〇、〇七〇円
四六五〇月	二、七三六、八〇〇円	二〇五、二六〇円	一九一、一五〇円
四六六〇月	二、七五一、七三〇円	二〇六、三八〇円	一九二、二五〇円
四六七〇月	二、七六六、六七〇円	二〇七、五〇〇円	一九三、三五〇円
四六八〇月	二、七八一、六〇〇円	二〇八、六二〇円	一九四、四五〇円
四六九〇月	二、七九六、六七〇円	二〇九、七五〇円	一九五、五六〇円
四七〇〇月	二、八一、八七〇円	二一〇、八九〇円	一九六、六七〇円
四七一〇月	二、八二七、〇七〇円	二一一、〇三〇円	一九七、七九〇円
四七二〇月	二、八四二、四〇〇円	二一二、一八〇円	一九八、九二〇円
四七三〇月	二、八五七、七三〇円	二一四、三三〇円	一九〇、〇四〇円
四七四〇月	二、八七三、二〇〇円	二一五、四九〇円	一九一、一八〇円
四七五〇月	二、八八八、八〇〇円	二一六、六六〇円	一九二、三三〇円
四七六〇月	二、九〇四、四〇〇円	二一七、八三〇円	一九三、四七〇円
四七七〇月	二、九二〇、一三〇円	二一九、〇一〇円	一九四、六三〇円
四七八〇月	二、九三五、八七〇円	二二〇、一九〇円	一九五、七九〇円

四七九月	二、九五、七三〇円	二二一、三八〇円	二二六、九五〇円
四八〇月	二、九六、六〇〇円	二二二、五七〇円	二二八、一二〇円
四八一	二、九八、六〇〇円	二二三、七七〇円	二二九、二九〇円
四八二	二、九九、七三〇円	二三四、九八〇円	二三〇、四八〇円
四八三	三、〇一、八七〇円	二二六、一九〇円	二二一、六七〇円
四八四	三、〇三、一三〇円	二二七、四一〇円	二二二、八六〇円
四八五	三、〇四、四〇〇円	二二八、六三〇円	二二四、〇六〇円
四八六	三、〇六、八〇〇円	二二九、八六〇円	二二五、二六〇円
四八七	三、〇八、一三〇円	二三〇、一〇〇円	二二六、四八〇円
四八八	三、〇九、七三〇円	二三一、三四〇円	二二七、六九〇円
四八九	三、一四、五三〇円	二三二、五九〇円	二二八、九二〇円
四九〇	三、一三、二〇〇円	二三三、八四〇円	二三〇、一四〇円
四九一	三、一四、八〇〇円	二三六、一〇〇円	二三一、三八〇円
四九二	三、一六、八〇〇円	二三七、三六〇円	二三二、六二〇円
四九三	三、一八、七三〇円	二三八、六三〇円	二三三、八六〇円
四九四	三、一九、八〇〇円	二三九、九一〇円	二三五、一一〇円
四九五	三、二一、〇〇〇円	二四〇、二〇〇円	二三六、三八〇円
四九六	三、二三、二〇〇円	二四一、四九〇円	二三七、六四〇円
四九七	三、二五、五三〇円	二四三、七九〇円	二三八、九一〇円
四九八	三、二六、八七〇円	二四五、〇九〇円	二四〇、一九〇円
四九九	三、二八、五三〇円	二四六、四〇〇円	二四一、四七〇円
五〇〇	三、三〇、九三〇円	二四七、七二〇円	二四二、七七〇円
五〇一	三、三三、〇五〇円	二四九、〇四〇円	二四四、〇六〇円
五〇二	三、三三、八二七〇円	二五〇、三七〇円	二四五、三六〇円
五〇三	三、三六、〇〇〇円	二五一、七〇〇円	二四六、六七〇円
五〇四	三、三七、八七〇円	二五三、〇四〇円	二四七、九八〇円
五〇五	三、三九、一八七〇円	二五四、三九〇円	二四九、三〇〇円

五〇六	三、四一、〇〇〇円	二五五、七五〇円	二五〇、六四〇円
五〇七	三、四二、一三〇円	二五七、一一〇円	二五一、九七〇円
五〇八	三、四四、四〇〇円	二五八、四八〇円	二五三、三一〇円
五〇九	三、四六、六七〇円	二五九、八五〇円	二五四、六五〇円
五一〇	三、四八、〇七〇円	二六一、二三〇円	二五六、〇一〇円
五一	三、五〇、六〇〇円	二六二、六二〇円	二五七、三七〇円
五一二	三、五二、二七〇円	二六四、〇二〇円	二五八、七四〇円
五一三	三、五三、八三〇円	二六五、四二〇円	二六〇、一一〇円
五一四	三、五五、七三〇円	二六六、八三〇円	二六一、四九〇円
五一五	三、五七、五三〇円	二六八、二四〇円	二六二、八八〇円
五一六	三、五九、四七〇円	二六九、六六〇円	二六四、二七〇円
五一七	三、六一、五三〇円	二七一、〇九〇円	二六五、六七〇円
五一八	三、六三、七三〇円	二七二、五三〇円	二六七、〇八〇円
五一九	三、六五、九三〇円	二七三、九七〇円	二六八、四九〇円
五二〇	三、六七、二七〇円	二七五、四二〇円	二六九、九一〇円
五二	三、六九、七三〇円	二七六、八八〇円	二七一、三四〇円
五二二	三、七一、二〇〇円	二七八、三四〇円	二七二、七七〇円
五二三	三、七三、八〇〇円	二七九、八一〇円	二七四、二二〇円
五二四	三、七五、五三〇円	二八一、二九〇円	二七五、六六〇円
五二五	三、七七、四〇〇円	二八二、七八〇円	二七七、一一〇円
五二六	三、七九、二七〇円	二八四、二七〇円	二七八、五八〇円
五二七	三、八一、二七〇円	二八五、七七〇円	二八〇、〇五〇円
五二八	三、八三、四〇〇円	二八七、二八〇円	二八一、五三〇円
五二九	三、八五、五三〇円	二八八、七九〇円	二八三、〇一〇円
五三〇	三、八七、八〇〇円	二九〇、三一〇円	二八四、五〇〇円
五三一	三、八九、二〇〇円	二九一、八四〇円	二八六、〇〇〇円
五三二	三、九一、七三〇円	二九三、三八〇円	二八七、五一〇円

五三三月	三、九三二、四〇〇円	二九四、九三〇円	二八九、〇三〇円
五三四月	三、九五三、〇七〇円	二九六、四八〇円	二九〇、五五〇円
五三五月	三、九七三、八七〇円	二九八、〇四〇円	二九二、〇八〇円
五三六月	三、九九四、八〇〇円	二九九、六一〇円	二九三、六二〇円
五三七月	四、〇一五、八七〇円	三〇一、一九〇円	二九五、一七〇円
五三八月	四、〇三六、九三〇円	三〇二、七七〇円	二九六、七二〇円
五三九月	四、〇五八、一三〇円	三〇四、三六〇円	二九八、二七〇円
五四〇月	四、〇七九、四七〇円	三〇五、九六〇円	二九九、八四〇円
五四〇月を超えての月数	四、〇七九、四七〇円に、五三四月を超えての一月につき二、三四〇円を加算した金額	三〇五、九六〇円に、五三四月を超えての一月につき一、五七〇円を加算した金額	二九九、八四〇円に、五三四月を超えての一月につき一、五七〇円を加算した金額

別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二(第二十一条の三関係)

年数	金	額
一年	一四五円	
二年	一四五円	
三年	一五五円	
四年	一六〇円	
五年	一六五円	
六年	二〇五円	
七年	二四五円	
八年	二八五円	
九年	三三〇円	
一〇年	三七五円	

別表第三(第二十一条の四関係)

月数	金	額
四三月	四、三三〇円	
四四月	四、四四〇円	
四五月	四、五七〇円	
四六月	四、七〇〇円	
四七月	四、八三〇円	
四八月	四、九六〇円	
四九月	五、一〇〇円	
五〇月	五、二三〇円	
五一月	五、三七〇円	
五二月	五、五二〇円	
五三月	五、六七〇円	
五四月	五、八二〇円	
五五月	五、九七〇円	
五六月	六、一三〇円	
五七月	六、二九〇円	
五八月	六、四六〇円	
五九月	六、六三〇円	

附則

- 第一条 この法律は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、第二十一条の次に一節及び節名を加える改正規定(第二章第四節に係る部分に限る。)及び附則第五條の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。
(掛金月額に関する経過措置)
- 第二条 この法律の施行の際現に掛金月額が千二百円未満である退職金共済契約については、改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四條第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年間は、その掛金月額を当該千二百円未満の額とすることができる。ただし、新法第九條の規定により掛金月額が千二百円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。
- 第三条 前項の退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を千二百円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下「認定契約」という。)については、新法第四條第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を前項の千二百円未満の額とすることができる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。
- 第四条 前項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。
- 第五条 第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が千二百円未満である退職金共済契約(認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、千二百円に増加されたものとみなす。
- 第六条 第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が千二百円未満である認定契約に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、千二百円に増加されたものとみなす。
- 第七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第二項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。
(退職金等に関する経過措置)
- 第八条 新法第十條第二項各号(新法第二十一条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金については、なお従前の例による。
- 第九条 新法第十三條第四項の規定は、施行日以後に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金について適用し、施行日前に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金については、なお従前の例による。
- 第十条 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したものの(以下「継続被共済者」という。)に係る退職金の額は、新法第十條第二項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。ただし、退職が死亡による場合であつて、当該合算額が納付された掛金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛金の総額に相当する額とする。
一 千二百円以下の掛金月額については、イにより計算して得た金額の合計額からロにより計算して得た金額の合計額を減じて得た金額(その金額が一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする)。
イ 千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ新法別表第一の第二欄に定める金額の十二分の一の金額(掛金の納付があつた月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に應じ同表の第三欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付があつた月数に應じ同表の第二欄に定める金額の十二分

新法第二十一条の二 第五項	事業団が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後	事業団に対して第一項の申出をした後
新法第二十一条の三 第一項	退職金共済契約の効力が生じた日 過去勤務期間の年数に応じ別表第二の下欄に定める金額	当該申出をした日 当該申出をした日の属する月前の期間に係る掛金納付月数及び過去勤務期間の年数に応じ労働大臣が定める金額
新法第二十一条の四 第二項	退職金共済契約の効力が生じた日	第二十一条の二第一項の申出をした日
新法第二十一条の四 第二項第二号	第十条第二項	第十条第二項及び昭和五十五年改正法附則第五條第一項の規定の適用がないものとした場合の昭和五十五年改正法附則第四條第一項、当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数
新法第二十一条の四 第三項第二号	第十三條第四項	第十三條第四項及び昭和五十五年改正法附則第四條第二項
新法第二十一条の四 第三項第二号イ	第一項の規定に該当する被共済者	昭和五十五年改正法附則第四條第一項に規定する継続被共済者
新法第二十一条の四 第三項第二号ロ	掛金納付月数	千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数
	第一欄に定める金額からその第三欄に定める金額の十二倍の額を減じて得た金額	第二欄に定める金額の十二分の一の額からその第三欄に定める金額を減じて得た額の合計額から、八百円を超え千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、昭和五十五年改正法附則第四條第一項第一号ロの規定の例により計算して得た金額の合計額を減じて得た額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）

前条第一項	施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に退職したもの	昭和五十六年四月一日前に退職金共済契約の被共済者である従業員となり、引き続き現に退職金共済契約の被共済者である従業員であつて、新法第二十一条の四第一項の規定に該当する被共済者
前条第一項第一号 （ロを除く。）	第十条第二項	第十条第二項（新法第二十一条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第一項第一号 （ロを除く。）	掛金月額 、掛金の納付があつた月数 別表第一の第二欄に定める金額の十二分の一の金額	掛金月額及び過去勤務通算月額 、掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数 別表第一の第三欄に定める金額に、掛金の納付があつた月数に応じ同表の第二欄に定める金額の十二分の一の金額からその第三欄に定める金額を減じて得た額を加算した金額
前条第一項第二号	掛金月額について 掛金の納付があつた月数	掛金月額及び過去勤務通算月額について 掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数

2 前項に規定する共済契約者である者が締結した退職金共済契約のうち、施行日以後にその効力が生ずるものの被共済者に係る退職金又は解約手当金の額を同項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の四第二項第二号及び第三項第二号並びに前条第一項の規定により算定する場合において、同項第二号の計算をするときは、同号中「施行日前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が施行日以後にあるとき」とあるのは、「退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき」とする。

（特例被共済者に係る退職金等に関する経過措置）
 第六条 施行日前の掛金月額の最高額が千二百円未満である退職金共済契約であつて、掛金月額が施行日以後に当該最高額を超える額に増加されたもの（附則第二條第四項の規定により同条第一項本文に規定する期間の満了の時又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の時に、掛金月額が千二百円に増加されたものとみなされたものを含む）の被共済者に係る退職金又は解約手当金の額を附則第四條第一項の規定により算

定する場合並びに前条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一條の四第二項第二号及び第三項第二号並びに附則第四條第一項の規定により算定する場合（新法第十條第一項に規定する掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、当該増加後の掛金月額による掛金の納付があつた月数が二十四月未満である場合に限る。）において、当該最高額を超え千二百円以下の掛金月額について附則第四條第一項第一号及び前条第一項の規定により読み替えて適用する同号の計算をするときは、同号イ中「第一欄に定める金額の十二分の一の金額」とあり、及び「第三欄に定める金額」とあるのは、「第四欄に定める金額」とする。

（従前の積立事業についての取扱い）

第七條 この法律の施行の際現に新法第二條第一項の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している当該中小企業者については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第七号）附則第二條の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律の施行後」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）の施行後」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第二條第一項の規定により同項に規定する金額が中小企業退職金共済事業団に納付された従業員については、中小企業者は、新法第二十一條の二第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

（国の補助に関する経過措置）

第八條 施行日前に退職した者に関する新法第九十五條第一号の規定の適用については、同号中「別表第一の第二欄」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年

法律第 号）による改正前の別表第一の中欄」とする。

2 継続被共済者に関する新法第九十五條第一号の規定の適用については、同号中「係るものに限る。以下この号において同じ」とあるのは「係るものに限る」と、「掛金納付月数に応じ別表第一の第二欄に定める金額」とあるのは「千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、その掛金の納付があつた月数（共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下同じ）が三十六月以上であるものにつき、掛金の納付があつた月数に応じ別表第一の第二欄に定める金額の十二分の一の金額」と、「掛金納付月数」とあるのは「掛金の納付があつた月数」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額の合計額から、八百円を超え千二百円以下の掛金月額について、その百円ごとに、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第四條第一項第一号ロの規定の例により計算して得た金額の合計額を減じて得た額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする）」とする。

（政令への委任）
第九條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、健康保険法の改悪反対に関する請願（第三六七号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第三六八号）
- 一、国民福祉の後退阻止に関する請願（第三六九号）
- 一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第三七〇号）
- 一、学童保育の制度化等に関する請願（第三七

- 三号）
- 一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第三八〇号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第三八三号）
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願（第三八四号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第三八五号）
- 一、老人福祉に関する請願（第三八九号）
- 一、民間保育事業振興に関する請願（第三九二号）
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願（第三九三号）
- 一、保育所の運営費超過負担解消等に関する請願（第三九五号）
- 一、保育所の増設に関する請願（第三九六号）
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第三九七号）
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第三九九号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四〇五号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四〇七号）
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第四〇九号）（第四一〇号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四一二号）
- 一、特別養護老人ホーム「長命園」及び併設デ－サービス施設「後楽園」の設置に関する請願（第四一三号）
- 一、療術の制度化阻止に関する請願（第四一五号）
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第四一六号）
- 一、社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願（第四一七号）

- 一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第四一八号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四二五号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四二六号）
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第四二七号）（第四二八号）（第四二九号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四三三号）（第四三四号）（第四三五号）
- 一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第四三六号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四五〇号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四五一号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四五二号）（第四五三号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四五四号）（第四五五号）
- 一、保育所施設の最低基準改定等に関する請願（第四五九号）
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第四六〇号）
- 一、国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願（第四六一号）（第四六二号）（第四六三号）（第四六四号）（第四六五号）（第四六六号）（第四六七号）（第四六八号）（第四六九号）（第四七〇号）（第四七一号）（第四七二号）（第四七三号）
- 一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第四七七号）（第四七九号）
- 一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四八〇号）（第四八一号）
- 一、障害者の共同作業所助成等に関する請願（第四八二号）（第四八三号）（第四八九号）

一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第四九〇号)
一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第四九一号)(第四九二号)
一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第四九三号)
一、障害者の共同作業所助成等に関する請願
(第四九四号)
一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願
(第四九五号)
一、学童保育の制度化等に関する請願(第五〇三号)

第三六七号 昭和五十五年二月一日受理
健康保険法の改悪反対に関する請願

請願者 京都市上京区新町通今出川上ル元
新在家町一七二 菅野伸一 外四千
九百二名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第三六八号 昭和五十五年二月一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 沖縄県浦添市大平三四 平二郎外
三千二百四十二名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三六九号 昭和五十五年二月一日受理
国民福祉の後退阻止に関する請願(三通)

請願者 長野県須坂市小山一、七二四ノ一
前川清外一万九千八百名

紹介議員 阿部 憲一君

国民生活の防衛のため、現行福祉諸制度が後退と
ならないよう格段の配慮をされたい。

理由

政府は、財政再建を口実に、国民の基本的人権に
も関連する福祉までも後退させようとしている姿

勢は許せないところである。特に児童手当制度、
老人医療制度は、国民が永年にわたって粘り強く
主張し続け、国民の手元に勝ちとつて既に定着を
みた諸制度である。これらの福祉諸制度にメスを
入れ、歳出の削減を図ろうとすることは、失政を
国民に肩代わりさせようとする暴挙と指摘せざる
を得ない。こうした福祉の後退から国民が受ける
打撃は甚大であり、先の総選挙で国民の力で退け
た一般消費税の導入に代わって、福祉削減を持ち
出した政府の意図に対し、国民の怒りは頂点に達
している。

第三七〇号 昭和五十五年二月一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台四ノ一八ノ
一ノ三〇二 池田正孝外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三七三号 昭和五十五年二月一日受理
学童保育の制度化等に関する請願

請願者 東京都立川市砂川町一、八六六ノ
二松中地三ノ一〇二 佐々木三
郎外五千名

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三八〇号 昭和五十五年二月二日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市北区北五葉六ノ四ノ一ノ一
〇五 川浪寿子外八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三八三号 昭和五十五年二月二日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都港区元麻布二ノ九ノ一三社
団法人全国私立保育園連盟内 藤
本了法外三千七百八名
紹介議員 望月 邦夫君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八四号 昭和五十五年二月二日受理
保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町曾根八二九
田子了秀外二千五百五十八名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八五号 昭和五十五年二月二日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区丸田町通智恵光院西
入ル中務町四八六ノ三三 京都市保
育園内 内海榮外一万六千六百五
十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八九号 昭和五十五年二月四日受理
老人福祉に関する請願

請願者 東京都豊島区大塚一ノ二ノ一八
中谷与志外五百三十三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第三九二号 昭和五十五年二月四日受理
民間保育事業振興に関する請願(一通)

請願者 京都市東山区東大路三条下ル南西
海子町 樋上英太郎外二万三千六
百十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額
等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保二ノ一五ノ
一〇ありんこ保育会父母会内 児
島いく外千名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九五号 昭和五十五年二月四日受理
保育所の運営費超過負担解消等に関する請願

請願者 大阪府高槻市城南町一ノ一三ノ一
七 福場哲也外三千二百名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三九六号 昭和五十五年二月四日受理
保育所の増設に関する請願

請願者 大阪府豊中市旭丘六ノ三七ノ一〇
一 笹本純夫外三百八十六名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三九七号 昭和五十五年二月四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中千種区今池町一ノ二九ノ
一二サンセンタービル内 杉山千
佐子外千九百八十八名

紹介議員 片山 甚市君

理由
先の大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数
の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受
け又は死亡したが、戦後三十五年これらの戦争犠

性者とその遺族に対しては、なんらの援護も行われていない。

第三九九号 昭和五十五年二月五日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 横浜市鶴見区東寺尾六ノ三ノ四

一 新堀飯子外二千九百十二名
紹介議員 前島英三郎君

一、腎疾患の予防及び治療対策の確立に一層努力すること。
二、国民皆検尿の制度を確立するなどして、腎疾患の早期発見・早期治療に努めること。
三、ネフローゼ・慢性腎炎の医療費の患者負担の軽減を図ること。
四、透析施設を全国的に整備充実すること。
五、働ける腎臓病患者の社会復帰の条件を確立すること。

理由
腎臓病はその原因も不明で治療法も未確立の疾病として、厚生省の特定疾患調査研究の対象となっている難病である。厚生省の特定疾患調査研究班の報告によれば、腎臓病患者はネフローゼ症候群が一万九千人から二万四千人、慢性腎炎(腎機能不全)が十五万三千人から十六万四千一人と推定され、その他の腎疾患や潜在患者を含めるとおよそ五十万人の患者がいると言われている。近年の医学、医療技術の進歩により腎臓病の末期症状である腎不全、尿毒症の患者も、人工腎臓による血液透析療法や腎臓移植の普及により救われるようになり、社会復帰も可能となっている。しかし、これらの治療も完全なものではなく、患者の日常生活、社会生活は多くの制約を伴っている。

第四〇五号 昭和五十五年二月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ一三ノ五〇四
林尚志外百八十六名
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四〇七号 昭和五十五年二月五日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願
請願者 東京都江東区大島三ノ二八ノ一一
市原市之丈外二百四十九名

紹介議員 広田 幸一君

障害者が人として生き、豊かな人間として、成長してゆく場としての共同作業所を維持、発展させるため、次の事項について実現を図られたい。
一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

理由
一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

一、無認可の共同作業所への助成制度の確立を図ること。
二、障害者の種別を超えて、地域の中で働くことができるよう現行の授産施設、福祉工場に関する制度を改善すること。
三、精神薄弱者通所授産事業を拡充・発展させること。
四、都道府県を通じての補助金とすること。
五、補助件数を二百箇所に拡大すること。
六、一箇所五百万円以上の年額助成をすること。

(二) 厚生省五十年生四十六号の徹底を図り、無認可の共同作業所も、その対象とする。

2 障害者が自立し、生活できる年金を支給すること。
3 精神障害者及び回復者に対する福祉施策を拡充すること。
4 通勤費の運営を改善し、授産施設へ通えるようにし、入所期限を二年ではなく必要に応じてたものにする。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

理由
障害者・家族・関係者の長年の願いであった養護学校義務制が五十四年度から実施されることになった。この事は「友達が欲しい」「勉強がしたい」と願う在宅の障害児にとつて、大きな希望を与えるものであるが、多くの障害児は、卒業と同時に在宅に逆もどりするという状況におかれている。こうした中で、障害の種別を超え、重度の障害者を中心にして、労働の保障と豊かな発達を保障を目指す共同作業所の取組が、障害者・家庭をはじめ関係者の真摯な努力によつて、全国に数多く誕生している。その中には学校や施設で学んだことを更に発展させ、生き生きと働き、仲間と交流することにより、生きがいを持つて生活するようになつてきている。しかし、共同作業所の多くは、無認可であるがゆえに財政の困難、職員の身分保障、仕事の確保など大変な困難を抱え、また認可施設にあつても数多くの困難の中で作業所を運営している。

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(二)

請願者 東京都品川区上大崎一ノ二ノ六
富塚誠外三千名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四一二号 昭和五十五年二月五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 千葉市花見川三ノ一ノ一〇三
田澤諒外二百三十一名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四一三号 昭和五十五年二月五日受理
特別養護老人ホーム「長命園」及び併設デイサービス施設「後楽園」の設置に関する請願
請願者 島根県松江市上雲台一ノ一ノ二
社会福祉法人こばと福祉会理事長
松井秀枝

理由
社会福祉法人こばと福祉会が松江市に設置を計画している特別養護老人ホーム「長命園」及び併設デイサービス施設「後楽園」の創設について補助、融資等の各般にわたり格別の配慮をされたい。

理由
島根県の高齢人口(六十五歳以上)は、昭和五十三年度推計で十万二千三百五十九人、総人口に対する割合は十三・一パーセントに及び全国屈指の老人県となつてゐる。松江市では高齢人口一万三千人を数え、特別養護老人ホームに入所希望者が多く、松江市福祉事務所における入所待機者の数は常時三十人から五十人に及んでゐる。松江市は県庁所在地として文教福祉行政の中心地であり、近在からの松江市の施設への入所希望が大変多い現状であるが、昭和五十五年一月現在松江市の特別養護老人ホームは、わずかに一箇所、収容定員百人にすぎない。また、松江市における在宅の寝たき

第四一〇号 昭和五十五年二月五日受理
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四一〇号 昭和五十五年二月五日受理
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

り状態の老齢者はおよそ五百人と推定されるが、これら在宅寝たきり老人に対する食事、入浴、リハビリ、疾病予防などのサービス提供のための通園施設「デイサービス施設」の早急な設置が望まれている。

第四一五号 昭和五十五年二月五日受理
療術の制度化阻止に関する請願

請願者 神戸市灘区下河原通四ノ四ノ二社
団法人兵庫鍼灸マッサージ師会
会長 森本淳一
紹介議員 中西 一郎君

全国のはり・きゆう・マッサージ業界は、関係教育界及び身体障害者団体とともに、現在、制度化の美名のもとに医療秩序を乱し業界を混乱させ盲人の職域を侵害している療術の制度化に反対する。

理由

カイロプラクティックは、手技療法の一つであつて、法にいう「あん摩マッサージ指圧」の範ちゆうに含まれるのでこれを分離、独立させる必要はなく、簡易な電気光線療法は、あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復の補完的手段であつて、これを独立業種とすることは制度上、不可能であるし、器技師等届出による認可制度は、業者の知識、技能を低下させ、治療過誤多発の危険につながるので絶対賛成できない。また、現行法では、関連業務の免許取得を条件として療術の新規開業を認めているので、新法制定の必要はない。昭和三十五年の最高裁判決以後、療術業者は、公然と講習会を開いて無資格者を養成し、療術法制化によつてすべてを合法化しようとしている。我が国では、従来多数の盲人がその特質を生かしてあん摩マッサージ指圧・はり・きゆう業に従事し、社会参加の重責を果たしている。この現実を無視して療術法制化を強行するときは、これらの適職を盲人から奪いとり重大な社会不安を招くことになる。なお、目下、厚生大臣の委嘱した

研究班は、療術の処遇について調査、研究を進めているところであるが、この調査報告に先立ち議員立法を意図することについては、自重と反省を望むものである。

第四一六号 昭和五十五年二月五日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 東京都江東区南砂三ノ一ノ二
四〇三 平澤三吾外二千一名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四一七号 昭和五十五年二月五日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額等に関する請願

請願者 福岡市中央区今泉一ノ二二ノ一〇
福岡県保育要求統一行動実行委員会
会内 秋吉富美江外千名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一八号 昭和五十五年二月五日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 横浜市中区鷺山六七 梶井銀三郎
外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四二五号 昭和五十五年二月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市青山台三ノ九ノ二
二 梅本治雄外三百九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四二六号 昭和五十五年二月六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋南区弥次町五ノ二二
山口幸一外百三十九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四二七号 昭和五十五年二月六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 長野県飯田市大横町 井伊吉郎外
九百九十二名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四三二号 昭和五十五年二月六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（二通）

請願者 鳥根県仁多郡仁多町上阿井 長谷川茂子外二千六百十二名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四三三三号 昭和五十五年二月六日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市堀町二、〇二三ノ一
七 杉田野枝外千二百七十八名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四三四号 昭和五十五年二月六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋北区三軒町二、一〇五
谷内尾美智子外二百九十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四三五号 昭和五十五年二月六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四三六号 昭和五十五年二月六日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺二九〇 平江文子外十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四五〇号 昭和五十五年二月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ一ノ一〇七 木村紀夫外百九十六名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四五一号 昭和五十五年二月六日受理
障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市上地町九二ノ二 谷山通昌外百四十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四五二号 昭和五十五年二月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 奈良市帝塚山三ノ一、四二二ノ二 三六 中田小百合外二百三十六名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四五三三号 昭和五十五年二月六日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉県船橋市大穴町七二三ノ五 片桐初生外二百十九名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四四四号 昭和五十五年二月六日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 東京都日野市日野三、一二七 明
榮元郎外六十二名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四五五号 昭和五十五年二月六日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市西堀五四一ノ二 若
海知子外三百二十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四五九号 昭和五十五年二月六日受理

保育所施設の最低基準改定等に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
内全国保育協議会内 秋山通明外
三千五百七十名

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第四六〇号 昭和五十五年二月六日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸三ノ二ノ三
熊崎美代外千九百九十九名

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第四六一号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 山形市香澄町二ノ九ノ一 山形県
医師国民健康保険組合理事長 渡
辺一男

紹介議員 安孫子藤吉君 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六二号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 京都市南区西九条藤ノ木町四京都
府小売酒販組合連合会長 吉川慶

紹介議員 岩動 道行君 鳩山威一郎君
藤井 裕久君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六三号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 鳥取市戎町三二八鳥取県医師国民
健康保険組合理事長 松岡新平

紹介議員 石坂 一朗君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六四号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三三七栃
木県医師国民健康保険組合理事長
大西幸雄

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六五号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(八十一通)

請願者 京都市中京区二条通寺町西入ル山
本町四三三京都府喫茶業環境衛生
同業組合理事長 辰巳幸三郎外八
十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六六号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(二通)

請願者 京都市右京区梅津堤上町一六京都
府造園協同組合理事長 井上義三
外二名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六七号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 富山市総曲輪二ノ八富山県医師国
民健康保険組合内 尚和夫

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六八号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(二通)

請願者 静岡市東草深町三ノ二七社団法人
静岡市医師会会長 市川健三

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四六九号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(六十九通)

請願者 大阪府豊中市東豊中町二ノ五ノ三
四 向井啓外六十八名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四七〇号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 川崎市高津区蟹ヶ谷二五八 服部
勉外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

請願者 横浜市中区相生町四ノ六五ノ二横
浜市食品衛生国民健康保険組合理
事長 木下忠吉

紹介議員 秦野 章君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四七一号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 広島市大手町三ノ七ノ一広島県
医師国民健康保険組合理事長 大
内五良

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四七二号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(七十通)

請願者 東京都台東区浅草二ノ三三ノ一東
京都薬師国民健康保険組合理事
長 網谷金太郎外六十九名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四七三号 昭和五十五年二月六日受理

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願

請願者 富山市総曲輪二ノ八富山県医師国
民健康保険組合理事長 田上康

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四七七号 昭和五十五年二月六日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 川崎市高津区蟹ヶ谷二五八 服部
勉外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四七九号 昭和五十五年二月七日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺五ノ二二三ノ一

一 石館悦子外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四八〇号 昭和五十五年二月七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府枚方市北片鉾町九ノ一〇

金子浩三外二百二十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四八一号 昭和五十五年二月七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 群馬県沼田市桜町二、〇六六 奈

良信明外百五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四八二号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市港区九番町一ノ一

白根恵子外二百六十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四八三号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市北区水切町七ノ一二二

平沢セツ外二百九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四八九号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市港区南陽町福田団地一〇

七 山田正直外二百十名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四九〇号 昭和五十五年二月七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府枚方市黄金野一ノ二三ノ二

六 森定アツ子外二百一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九一号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区津島町五ノ一カト

レヤビル内 清水美紀外二百九十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四九二号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 福岡市東区下和白八八ノ二二 城

石一成外百八十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四九三号 昭和五十五年二月七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 千葉市花見川三ノ八ノ一〇六 秋

山光輝外二百十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九四号 昭和五十五年二月七日受理

障害者の共同作業所助成等に関する請願

請願者 愛知県新城市吉川広正二三 山口

清雄外百四十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四九五号 昭和五十五年二月七日受理

国の保育予算の大幅増額等に関する請願

請願者 大阪府吹田市寿町二ノ一ノ二〇

中川ヤイ外百六十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五〇三号 昭和五十五年二月七日受理

学童保育の制度化等に関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町下植野宮脇

一ノ九〇 長谷川宏外五千名

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

不具廃疾の程度		年	金	額
特別項	症	第一項症の年金額に二、三四七、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項	症		三、三三三、〇〇〇円	
第二項	症		二、七五八、〇〇〇円	
第三項	症		二、二五〇、〇〇〇円	
第四項	症		一、七四六、〇〇〇円	
第五項	症		一、三九〇、〇〇〇円	
第六項	症		一、〇八、〇〇〇円	
第一款	症		一、〇一四、〇〇〇円	
第二款	症		九三二、〇〇〇円	
第三款	症		七二九、〇〇〇円	
第四款	症		五八四、〇〇〇円	
第五款	症		五二三、〇〇〇円	

第八条第二項中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に、「六万四千八百円」を「七万二千円」に、「九万八千四百円」を「十一万四千円」に改め、同条第三項中「十万八千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款 症	三、五六七、〇〇〇円
第二款 症	二、九五九、〇〇〇円
第三款 症	二、五三八、〇〇〇円
第四款 症	二、〇八五、〇〇〇円
第五款 症	一、六七三、〇〇〇円

第八条の二第二項を次のように改める。

前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項から第五項まで、第八項又は第九項の規定により支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に一、七八二、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	二、五四五、七〇〇円
第二 項 症	二、〇九四、五〇〇円
第三 項 症	一、七二三、七〇〇円
第四 項 症	一、三三二、八〇〇円
第五 項 症	一、〇六五、八〇〇円
第六 項 症	八五一、五〇〇円
第一 款 症	七七六、二〇〇円
第二 款 症	七二三、九〇〇円
第三款 症	五五九、五〇〇円
第四款 症	四五一、三〇〇円
第五款 症	三九五、〇〇〇円

第八条の二第三項を次のように改める。

3 前条第七項の規定にかかわらず、第七条第三項から第五項まで、第八項又は第九項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	金 額
第一款 症	二、七〇八、一〇〇円
第二款 症	二、二四七、一〇〇円
第三款 症	一、九二七、二〇〇円
第四款 症	一、五八三、四〇〇円
第五款 症	一、二七〇、三〇〇円

第二十六条第一項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「九十九万円」を「百一十五万五千円」に、「百万二千円」を「百三万七千円」に改める。

第二十七条第一項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「二万五千円」を「二万七千八百円」に、「九十九万円」を「百一十五万五千円」に、「七十八万八千円」を「八十八万八千円」に、「百万二千円」を「百三万七千円」に、「七十九万三千円」を「八十二万円」に改め、同条第三項の表中「一五

八、七〇〇円」を「一六四、七〇〇円」に、「一一九、〇〇〇円」を「一二三、五〇〇円」に改める。
第三十二条第三項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「二万五千円」を「二万七千八百円」に改める。
第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に二、四三一、一〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	三、四七三、〇〇〇円
第二 項 症	二、八七八、〇〇〇円
第三 項 症	二、三五〇、〇〇〇円
第四 項 症	一、八四六、〇〇〇円
第五 項 症	一、四八〇、〇〇〇円
第六 項 症	一、一八八、〇〇〇円
第一 款 症	一、〇八四、〇〇〇円
第二款 症	九九一、〇〇〇円
第三款 症	七八九、〇〇〇円
第四款 症	六三四、〇〇〇円
第五款 症	五五三、〇〇〇円

第八條第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款 症	三、六九四、〇〇〇円
第二款 症	三、〇六五、〇〇〇円
第三款 症	二、六二九、〇〇〇円
第四款 症	二、一六〇、〇〇〇円
第五款 症	一、七三三、〇〇〇円

第八條の二第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項 症	第一項症の年金額に一、八四九、二〇〇円以内の額を加えた額
第一項 症	二、六四一、七〇〇円
第二項 症	二、一九〇、五〇〇円
第三項 症	一、七九三、七〇〇円
第四項 症	一、四二二、八〇〇円
第五項 症	一、一三七、八〇〇円
第六項 症	九一五、五〇〇円
第一款 症	八三一、二〇〇円
第二款 症	七六一、九〇〇円
第三款 症	六〇七、五〇〇円
第四款 症	四九一、三〇〇円
第五款 症	四二七、〇〇〇円
不具廃疾の程度	金 額
第一款 症	二、八一〇、二〇〇円
第二款 症	二、三三一、七〇〇円
第三款 症	一、九九九、七〇〇円
第四款 症	一、六四三、〇〇〇円

第八條の二第三項の表を次のように改める。

第五款 症

一、三三八、二〇〇円

第二十六條第一項各号を次のように改める。

一 先順位者が一人の場合においては、百三十四千円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、百三十四千円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三万六千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

第二十七條第一項中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に、「百二万五千円」を「百三十三万四千円」に、「八十万八千円」を「九十万円」に改め、「百三十三万七千円」とあるのは「八十二万円」とを削り、同条第三項の表中「一六四、七〇〇円」を「一八二、九〇〇円」に、「一三三、五〇〇円」を「一三七、二〇〇円」に改める。

第三十二條第三項第二号及び第三号中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に改める。

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「もとの」を「元の」に改め、「期間を含む。」の下に「第五項、」を加え、同条第四項中「次項」を「第六項及び第七項」に改め、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日以後における準軍属としての勤務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十五年十二月一日において当該負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合（その者が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十五年十二月一日において帰還していない場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。）又は同日後（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十五年十二月一日以後帰還する者については、その

帰還の日後）当該負傷又は疾病により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七條第八項中「次項」の下に「第十二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 軍人軍属であつた者が前項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年十二月一日において第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合（その者が、同日において未復員の状態にある場合及び前項の規定により障害年金を支給される場合を除く。）又は同日後（同日以後復員する者については、その復員の日後）第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七條第四項の次に次の一項を加える。

5 軍人軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の第三項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年十二月一日において第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合（その者が、同日において未復員の状態にある場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。）又は同日後（同日以後復員する者については、その復員の日後）第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八條の二第一項及び第三項中「第五項まで、

第八項又は第九項を第七項まで又は第十項から第十二項までに改める。

第八條の第三項中「第七條第十項」を「第七條第十三項」に改める。

第十一條第二号中「第七條第五項」を「同條第六項」に改め、「昭和四十八年九月三十日」の下に「同條第五項又は第七項に規定する軍人軍属であつた者であつて昭和五十五年十二月一日において同條第一項に規定する程度の不具廢疾の状態にあるものにあつては同日」を加え、同條第三号中「第七條第九項」を「同條第十一項」に、「同條第八項」を「同條第十項」に改め、「昭和四十八年九月三十日」の下に「同條第十二項に規定する準軍属であつた者であつて昭和五十五年十二月一日において同條第一項に規定する程度の不具廢疾の状態にあるものにあつては同日」を加える。

第十三條第一項第二号中「第七條第六項」を「第七條第八項」に改め、同項第三号中「第七條第五項又は第九項」を「第七條第六項又は第十一項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第六号中「第七項」を「第九項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第七條第五項、第七項又は第十二項の規定により支給する障害年金 昭和五十五年十二月（同月一日後同條第一項に規定する程度の不具廢疾の状態になつた者に支給するものについては、同條第五項、第七項又は第十二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

第二十三條第一項第五号中「第七條第五項」を「第七條第六項」に改める。

第四十九條の二中「第五項若しくは第八項」を「第六項若しくは第十項」に改める。

第四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「第二十三條第一項第四号及び」の下に「第十一号並びに」を加え、同條第六

項第一号中「第二十三條第一項第五号及び」の下に「第十一号並びに」を加え、同條第十項中「第二十三條第二項第四号及び」の下に「第九号並びに」を加える。

第二十三條第一項に次の一号を加える。

十一 次に掲げる者であつて、当該負傷又は疾病の発した在职期間内又はその経過後六年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年）以内に死亡したもの（遺族（当該負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族及び前各号に掲げる遺族を除く。）

イ 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七條第三項に規定する地域における在职期間内において事変に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者（重大な過失により負傷し、又は疾病にかつた者を除く。）及びハにおいて同じ。

ロ 昭和十六年十二月八日以後に第七條第六項に規定する地域における在职期間内において戦争に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者

ハ 昭和二十年九月二日以後に第七條第六項に規定する地域における在职期間内において負傷し、又は疾病にかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者であつて、その負傷又は疾病が厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認める負傷又は疾病であるもの

第二十三條第二項に次の一号を加える。

九 昭和十二年七月七日以後に準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかつた者、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後六年（厚生大臣の

指定する疾病により死亡した者については、十二年）以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族（重大な過失によつて勤務に関連して負傷し、又は疾病にかつた者の遺族及び当該勤務に関連した負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみに

第二十七條第三項の表中

「第二十三條第一項第八号から第十号まで又は同條第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族」

「第二十三條第一項第八号から第十号まで又は同條第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族」

一三七、二〇〇円
八二、三〇〇円

に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第五條 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八條中「七万六千五百円」を「七万九千四百十円」に、「七万九千二百円」を「八万二千四百十円」に、「八万九千九百円」を「八万五千四百十円」に改める。

第六條 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八條中「七万九千四百十円」を「八万六千五百円」に、「八万二千四百十円」を「八万九千五百円」に、「八万五千四百十円」を「九万二千五百円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「十万八千円」を「十二万円」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

より死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。）

第二十七條第三項中「第十号までに」を「第十一号までに」に、「第八号までに」を「第九号までに」に改める。

第八條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十項の次に次の二項を加える。

21 昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）であつたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号）附則第六條第一項又は第二項の規定により遺族援護法第二十三條第一項に規定する遺族年金（同項第一号、第四号又は第五号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）又は同條第二項に規定する遺族給付金（同項第一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

22 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十五年十一月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第九条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十七項の次に次の三項を加える。

28 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く)の父母又は祖父母であつたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第六條第一項又は第二項の規定により遺族援護法第二十三條第一項に規定する遺族年金(同項第一号、第四号又は第五号に掲げる遺族に支給されるものに限る)又は同条第一項に規定する遺族給与金(同項第一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるものに限る)を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給与金を受けるべき者を含む)は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

29 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「昭和五十五年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十五年十月一日」とする。

30 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十五年十二月一日とする。

第十條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項中「前二項」を「附則第二十八項から前項まで」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十九項の次に次の二項を加える。

30 昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和五十五年十二月一日において第三條第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者が死亡により除籍された当時(以下この項において「除籍時」という)から同年十一月三十日までの間にその者と氏を同じくする第二條第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者(以下この項において「父母等」という)であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかったもの(当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかった者の父母等が同年十二月一日においている場合に於ては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかったものに限る)は、同条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に關し他に特別給付金を受ける権利を取得した者がある場合は、この限りでない。

31 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「昭和五十五年十二月一日」とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「二万五千元」を「二万七千八百円」に改める。

第十二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第五條、第七條及び第十一條の規定 昭和五十五年四月一日
二 第二條、第六條及び第十二條の規定 昭和五十五年六月一日

三 第八條及び第九條の規定 昭和五十五年十月一日
四 第三條及び第十條の規定 昭和五十五年十二月一日
五 第四條及び次項の規定 昭和五十六年一月一日

2 第四條の規定による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三條の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、第四條の規定による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第二十五條第一項 第三十條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十六年一月一日
第二十五條第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十六年一月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十六年一月一日
	昭和三十四年一月二日	昭和五十六年一月二日
第二十九條第一項第二号及び 第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十五年十二月三十一日
第二十九條第一項第三号及び 第四号	昭和三十三年十一月三十一日	昭和五十五年十二月三十一日
第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和五十六年一月
	昭和三十四年一月	昭和五十六年一月
第三十條第三項	同年同月一日	昭和五十六年一月一日

に改正する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のよう

第二條第三項中「三万円」を「三万二千三百円」に、「六万円」を「六万四千五百円」に改める。

第五條第四項中「二万円」を「二万五千五百円」に改める。

第五條の二第三項中「一万円」を「一万八千八百円」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十五年八月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

昭和五十五年三月三日印刷

昭和五十五年三月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局